

令和5年第3回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程(第2日目)

令和5年9月13日(水曜日) 午前9時30分開会

第17 一般質問

○出席議員（10名）

1番	山田	日出夫	君	2番	渡邊	智大	君
3番	西森	信夫	君	4番	吉野	美香	君
6番	村口	鉄哉	君	7番	谷口	武彦	君
8番	余湖	龍三	君	9番	大野	良弘	君
10番	泉	愉美	君	11番	北川	克良	君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町長	伊田	彰	君
副町長	森谷	清和	君
総務課長	硯見	康之	君
企画財政課長	篠田	康行	君
企画財政課業務監	本庄	朋美	君
町民課長	山田	英知	君
福祉保健課長	坂井	毅史	君
福祉保健課業務監	関口	好子	君
農林商工課長	大里	孝生	君
建設課長	荒沢	直樹	君
建設課業務監	河端	健	君
上下水道課長	森田	繁光	君
地域創生室長	鈴木	木淳	君
会計管理者	今田	朝幸	君
教育委員会教育長	林	秀貴	君
教育次長・管理課長	高橋	治	君
子ども未来課長	伊原	こずえ	君
社会教育課長・図書館長	佐藤	貴裕	君
農業委員会事務局長	今田	和則	君
監査委員	平塚	晴康	君
農業委員会会長	細川	孝雄	君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	中村	隆広	君
議会事務局書記	奥山	結衣	君

◎開議の宣告

○議長（山田日出夫君） 皆さん、おはようございます。

定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠報告をいたします。

本日の出席は全議員の出席であります。

なお、高橋総務課参与、館山選挙管理委員会委員長から本日から本定例会終了日まで欠席する旨の報告がありました。

皆さま、お気付きかと思えますけども、この議場、空気よどむ傾向があるようで、左右に空気清浄機を配備いたしました。若干、音出ているようですけども、よろしくお願ひしたいと思えます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布しているとおりであります。

◎一般質問

○議長（山田日出夫君） 日程第17、昨日に引き続き、一般質問を継続いたします。

10番、泉愉美君の発言を許します。

泉愉美君。

○10番（泉 愉美君） 10番、泉です。通告書に従って一般質問をさせていただきます。

小中学生の学力・体力向上のための取り組みについて。

子どもたちが変化の激しい社会を生き抜いていくためには、義務教育修了課程で、どの子どもにもしっかりと学力と基礎体力を身につけてほしいところです。

ここ数年を見ると、学校現場での学習環境には大きな変化がありました。

学習面では、1人1台のタブレット端末を活用した学習となり、外国語活動に取り組む学年も早まっています。

また、体力面では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、外遊びやスポーツの機会が減り、テレビやスマホ、ゲームなどのスクリーンタイムと呼ばれる時間が増えたせいか子どもの体力は全国的に大きく低下しているようです。

それらの実情を踏まえて以下の点について伺います。

- 1、全国学力学習状況調査の結果の分析と、本町の子どもたちの課題は。
- 2、町独自の学力向上のための取り組みについて、現状と課題は。
- 3、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果と本町の子どもたちの課題は。
- 4、町独自の体力向上のための新たな取り組みは。
- 5、家庭との連携を今後どのように推進していくか。
- 6、小中学校の通級指導教室の設置状況と推移は。

以上の6点について、教育長に伺います。

○議長（山田日出夫君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） ただいま「小中学生の学力・体力向上のための取り組みについて」6点のお尋ねがございましたので、お答えをいたします。

社会の変化を反映して、約10年ごとに改定される学習指導要領は、直近では平成29年度に改正され「生きる力」の育成を目指すための資質・能力を「知識および技能」「思考力、判断力、表現力」「学びに向かう力、人間性」の三つの柱とし、社会に開かれた教育課程の実現を目指して「主体的・対話的で深い学び」(アクティブ・ラーニング)の視点からの授業改善カリキュラム・マネジメントの推進を図ることとなり、GIGAスクール構想による1人1台のタブレット活用や、小学校の外国語などが新たに加われました。

1点目の「全国学力・学習状況調査の結果の分析と本町の子どもたちの課題は」についてのお尋ねがありました。

「全国学力・学習状況調査」については、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握、分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることと、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善などに役立てることを目的として、平成19年度から文部科学省が小学6年生と中学3年生に実施してきました。

また、学習状況調査については、生活習慣や学習環境などについての調査で、学習意欲や学習方法、学習環境、生活の諸側面に関する内容となっています。

本町の子どもたちの結果と分析、課題については、年により変動はあるものの、ここ数年の傾向として、学習面では「思考・判断・表現」の学力の育成が十分とは言えない状況であり、特に「書くこと」の領域に課題があり、解答の理由や意図を文章で答えることや、根拠を持って自分の考えをまとめることが苦手となっています。

学習意欲や生活状況では、国語や算数への学習意欲が高く、問題を最後まで取り組もうとする姿勢を持っています。一方では、課題として、家庭学習の時間が短いことや、スマホやパソコンなどの長時間のメディア利用が挙げられています。

これまでの学校や家庭における取り組みなどから児童生徒の学習に取り組む意欲向上と基礎学力の定着が確実に図られている傾向にあります。

2点目の「町独自の学力向上のための取り組みについて、現状と課題は」についてのお尋ねがありました。

各学校においては「全国学力・学習状況調査」の結果を詳細に分析し、授業改善や校内研修を実施しているとともに、町独自の臨時講師によるきめ細やかな学習指導を行い、基礎・基本の定着を図っているところです。また、町全体の課題や対策を共有する組織である「小中学校学力向上連絡会議」において、家庭学習の時間が短いなどの課題から、家庭学習の質を高める方針を示し、児童生徒が自分の力で意欲的・主体的に学習を進めるために、各学校では丁寧なノートづくりや授業と関連した家庭学習と1人1台端末の活用による家庭学習の工夫改善に取り組んでいるところです。

3点目の「全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果と本町の子どもたちの課題は」についてのお尋ねがありました。

「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」については、子どもの体力、運動の能力や運動習慣などの向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることと学校が体育、保健体育の授業などの充実改善に役立てる取り組みを通じて、子どもの体力、運動能力の向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立することを目的として、平成20年度から文部科学省が小学5年生と中学2年生に実施しております。

体力・運動能力調査については、50m走や立ち幅跳び、ソフトボール投げなど8項目の測定を行い「すばやさ」「粘り強さ」「体の柔らかさ」など運動特性を把握する実技に関する調査のほか、運動習慣などを調査として、運動時間数や体格、生活習慣、運動やスポーツに対する意識などに関する内容となっています。

これまでの体力・運動能力調査結果の本町での傾向としましては、学年と性別によって多少の差はありますが、筋力を見る握力、瞬発力と跳躍力を見る立ち幅跳び、投力を見るソフトボール投げがよく、柔軟性を見る長座体前屈と全身持久力を見るシャトルラン、走力とスピードをみる50m走が課題となっています。

運動習慣調査では「運動は好き」「運動は大切だと思っている」など、運動に対する意識が高く「1日の運動やスポーツをする時間」が多く「少年団や部活動の加入」の割合が高い傾向となっています。

4点目の「町独自の体力向上のための新たな取り組み」についてのお尋ねがありました。

各学校においては、子どもたちの体力・運動能力調査の成果と課題を検証し、体力向上プランを作成し、体力・運動能力向上に向けて運動会などの体育的行事や体育・保健体育の授業などで運動の特性や筋力・持久力を高めるなどの運動を取り入れ、計画的に取り組みを行っているところです。

また、本町では、運動習慣の定着化は幼少期から重要であるとの観点から、こども園の5歳児を対象に、体力・運動能力テストを実施しており、さらに体力・運動能力が単年度だけでは課題や傾向を把握することが難しいことから、小中学生の全学年に毎年度、体力・運動能力テストを実施し、児童一人一人の経年変化を見ながら課題を把握し、学校・家庭・地域と連携を図りながら体力向上に向けた取り組みを行っているところでございます。

5点目の「家庭との連携を今後どのように推進していくか」についてのお尋ねがありました。

子どもたちは多くの時間を学校で過ごしますが、放課後や週末、長期休業中は家庭や地域で活動することから、学力・体力向上のためには学校での取り組みに加えて、家庭での協力なくしてはその向上を図ることはできないと考えております。

そのために、子どもたちの学力・学習、体力・運動状況などの傾向や課題の理解促進を図るとともに、家庭学習の定着、学習習慣や運動習慣・生活習慣の改善・充実に向けて学校・家庭・地域とより一層連携を図りながら取り組んでまいります。

6点目の「小中学校の通級指導教室の設置状況と推移は」についてのお尋ねがありました。

通級指導教室とは、学習や行動、コミュニケーションなどで、本来の力を発揮しきれない児童生徒の困り感に寄り添い、この特性を理解し支援を行う教室のことで、通っている子どもは通常学級のクラスに籍を置いているため、学校生活のほとんどは通常学級にいて、週に数時間だけ通級指導教室へ通うものであります。

本町における通級指導教室は、昭和61年に居武士小学校に「ことばの教室」が開設され、平成4年に訓子府小学校に移設し、在籍児童数は平成30年度24名、令和元年度31名、令和2年度34名、令和3年度38名、令和4年度42名、令和5年度44名となっております。また、通級指導教室の教員については、児童生徒13人に対して1人の教員が加配されることとなっております。

さらに、訓子府中学校においては、保護者の強い希望もあり令和4年度からオホーツク管内の中学校としては2校目の通級指導教室が開設され、令和4年度13名、令和5年度14名となっており、教員も1名加配となっております。

これからも、特別な支援を必要とする子どもたちに対しては、切れ目のない支援の継続と発達や特性に応じたきめ細やかな対応を図ってまいります。

以上、お尋ねがありました6点につきましてお答えしましたので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田日出夫君） 泉君。

○10番（泉 愉美君） それでは、項目の順番に沿って再質問をさせていただきたいと思えます。

まず、一つ目の全国学力・学習状況調査、いわゆる全国学力テストと言われているものなんですけども、これらの結果は毎年、新聞等でも目にするがありますので、町民の皆さんもオホーツク管内の学力が全国とか全道の平均に届かないでいるということは認識されているかと思えます。それについて、保護者の方から心配の声を聞くことも私はあります。毎年行われているテストですけれども、この結果を受けて、これまでに学校と連携してどのような対策をしてきたのか。答弁にも一部ありましたけれども、また、それによってどんな成果が上がってきているのかを伺いたいと思えます。

○議長（山田日出夫君） 教育次長・管理課長。

○教育次長・管理課長（高橋 治君） ただいま、学力・学習状況調査の結果を踏まえて、どのような改善があつて、どのような成果が生まれてきたかというようなご質問でございました。

まず、学力・学習状況調査の結果につきましては、先ほど答弁でもお答えをしたとおりでございます。その結果を受けて、校内、各学校での分析、それから改善内容についての授業改善はもちろんのことでございますが、保護者向けにも懇談会、それから通信などを通じて理解をしていただきながら、学習の定着ということで家庭学習の定着を図るべく、さまざまな取り組みをしているところでございます。

まず、毎年2回ほどですが、最近は生涯学習情報紙を使いながら町内の委員会と教育委員会と小学校、居武士小学校、訓子府小学校、訓子府中学校の先生方で組織している小中学校学力向上連絡会議などを通じて町内の共有化した中で、そういう子どもたちの学びの力の状況を町民の皆さんにお知らせする。保護者等にもお知らせするとともに、改善の方向について、地域の特性も生かしながら捉えながら、その状況を広報しているところです。

先ほどの繰り返しにもなりますが、本町につきましては、さまざまな特性がございますが、学習意欲が高いということでは、それから規範意識が非常に高いというところがございます。

ただ、一方で、回答にもありましたが、スマホやパソコンを使用する時間が長いということで、なかなか学習時間が家庭の中でとりにくいということもありまして、その辺、家庭に向けて協力を依頼するような形で家庭学習の時間の確保とか内容の周知をしているところです。

特に、先ほど課題となっていました書くことにつきましても、自分の中でももちろん取り組みですが、家庭学習の中でも工夫をしながら、また最近では1人1台のICTのタブレ

ットを活用しながら取り組んでいるところがございますので、よろしく願いをいたします。

○議長（山田日出夫君） 泉君。

○10番（泉 愉美君） 分かりました。それから、中学生の英語で今回初めてタブレット端末を使った回答が始まったと思うんですけども、この中には書くだけじゃなくて話す方のスピーキングテストも取り入れられたようなんですけども、多分、大人たちもそうですけど、子どもにとってもなじみのないことだったかと思います。答弁の中では得点というか正答率には触れられていなかったんですけども、英語の正答率が低いということも気になっていて、子どもたちはスムーズにこれを運用することが果たしてできていたのかというちょっと心配がありました。このタブレットを用いたテストの方式で、やり方とかあと採点の方法というのが、どのように行われたのかを伺いたいと思います。

○議長（山田日出夫君） 教育次長・管理課長。

○教育次長・管理課長（高橋 治君） ただいま、英語の学力テストの中で話すという部分での方法等につきまして、それから、その結果が低かったということに対してのご質問でございました。

この英語の話すという部分につきましては、話した内容をタブレットに録音をして、それを評価するという中身でございます。このテスト結果につきましては、非常に低いというのは全国的な状況でございます。実は、本町でも分析を先生方としているんですが、文部科学省が求めている中学3年生のお話のレベルが高すぎたのかどうなのか。その辺がちょっと分からないんですが、どちらにしても全国的にテストの正答率が悪かったというのは、その辺が寄与しているのかどうかは、これから文科省も含めて分析になるかと思いますが、どうも全国的に正答率が低いということでは、問題の設定がどうだったのか、一概には言えませんが、そのようなことで内部では話をしているところです。

機器を使ってということとトラブル等がなかったのかということも含めてでございます。タブレットを用いたテストにつきましては、昨年から実証実験といいますか、テストを何度もしまして、教育委員会も含めて、学校、中学校とも連携を図りながら、何度も道教委ともテストをしながら当日を迎えて、当日のタブレットを使ったテストにつきましては、問題なくできることができました。ただ、結果につきましては、先ほどのお話のとおりでございます。

○議長（山田日出夫君） 泉君。

○10番（泉 愉美君） それから、この学力テストの全体としての分析は分かったんですけども、子どもたち個人への成績の通知ですとか、あとそれぞれに応じたアドバイスのようなことはされているのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（山田日出夫君） 教育次長・管理課長。

○教育次長・管理課長（高橋 治君） 全国学力・学習状況調査テストにつきましては、個人にその結果を通知しています。それから全体的に全国平均の中でよく出されているのは、レーダーチャートのような形で点数を出すのではなくて、平均に対して、全校平均、全道平均に対して本町の状況がどうなのかというような出し方です。自己採点などを行っておりますので、それに基づいて各学校では担任の先生含めて学校の中で協議をして個別指導に生かしているということでございます。

○議長（山田日出夫君） 泉君。

○10番（泉 愉美君） 分かりました。通常行われているテストとは性質が違うということですね。はい分かりました。

町としては、その学力テストの分析をもとにもちろん学力向上に取り組む必要があると思いますので、二つ目の町の独自の取り組みについてのお話にいきたいと思います。

町の独自の取り組みってどんなものがあるのかなというふう思ったときに、居武士小学校では週に1回、放課後に寺子屋という学習の機会があるんですけども、これは各小中学校にそのような学びの機会があるのでしょうか。

○議長（山田日出夫君） 教育次長・管理課長。

○教育次長・管理課長（高橋 治君） 今、改善の方向で、子どもたちの放課後の学習についてのご質問だったかと思います。

今、議員言われてました居武士小学校では寺子屋ということで、もうかなり前から放課後に、特にうちの教育委員会の教育専門員が週1通いながら子どもたちに学習のアドバイスをしたりとかを行っています。それから訓子府小学校、訓子府中学校につきましては、もちろん放課後、担任の先生を中心に、それから教科担任を中心に子どもたちからの求めに応じて、または声を掛けて放課後の学習を行っているのはもちろんですが、訓子府小学校区では、児童センターがございまして、児童センターでも放課後に児童センターのセンター長が教育専門員でございまして、そういう方々が中心になって放課後の子どもたちの学びを手助けしているという状態でございます。

○議長（山田日出夫君） 泉君。

○10番（泉 愉美君） これ学校独自の取り組みで多分されているのかと思うんですけども、子どもにとっても親にとってもありがたいことで、担任の先生とは違う先生が見てくれるということで、別の違った視点で見て教えてくれるところがいいなと思っていました。そうすると授業でわからなかったつまずきから抜け出すきっかけにもなっているのかと思います。児童センターですとか、あと放課後を担任の先生が求めに応じて対応してくださっているということなので、今後もそのようなフォロー体制を望みたいと思います。

それからALTのことをお聞きしたいと思います。

外国語の語学指導助手ALTが訓子府の町ではお一人でこども園から訓子府高校までを受け持っているんですけども、これについて負担が大きくないのだろうかという疑問がありました。週に何コマとかって決めて授業に入っているものなのか。ALTの仕組み自体がわからないので、ちょっと教えてほしいのと、町に1人しか配属できないものなのかを伺いたいと思います。

○議長（山田日出夫君） 教育次長・管理課長。

○教育次長・管理課長（高橋 治君） 本町のALTにつきましては、町内在住されていますアリーさんをお願いをして長らく活動していただいているところです。基本的には中学校を中心に行っております。中学校、英語の授業がございまして、基本的には平日5日間ございまして、訓子府中学校で週3日、それから訓子府小学校と居武士小学校で週1回、こども園には長期休業を除いて月1回程度。それから訓子府高校につきましては、月1回程度、ALTが行っているところでございまして、ただ長期休みにつきましては学校の方はございませぬので、管理課の方で教材研究などをされております。

それから1人で不足はないかというところでございますが、今お話をいたしました義務教育につきましては3校、それからその他にこども園と訓子府高校ということで派遣をしております。基本的にはこれで充足をしていると思っております。例えば、北見市ですと非常に人口の多い、学校の多い中でも、ALTが数名ということですので、それから見ますと本町のこの英語の学習環境は非常に充実しているんじゃないかと思っておりますので、よろしくお話をいたします。

○議長（山田日出夫君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） ちょっと補足的な説明させていただきます。ALT、外国語の学習支援員という立場で、あくまで助手という形で入っているということで、本町の場合はこども園から訓高まで、今、次長が言ったような形で実施しているんですけど、やはり子どもの頃からそういう外国語に慣れ親しむという部分も含めて、特に英語の部分で今やっているところなので、今うちのALTは町内在住の外国人ということで、その辺のところまで生の英語を慣れ親しみながらやっているというところでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（山田日出夫君） 泉君。

○10番（泉 愉美君） 分かりました。もし、もう1人追加できるんだったら、きつともっとよりいい手厚い英語教育ができて町の教育のアピールにもなるんじゃないかなどか思ってお聞きしました。

それから、教科担任制のことをお聞きしたいと思っておりますが、小学校でも教科担任制という、その教科を専門とする教員が授業を受け持つという制度が昨年国では導入されましたけれども、中学校や高校ではこれまでも当たり前だったことなんですけども、小学校で導入されるということは、訓子府の町では、今現状どうなっているのか、町ではもう既に導入しているのか、もしくは、まだであれば今後実施される見込みがあるのかどうかを伺います。

○議長（山田日出夫君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 教科担任制のお話なんですけど、中学校は今、教科担任ということで、それぞれの教科の担任が、教科の指導をする先生がいるということで、国の今の方針としては、まだ小学校の今、高学年、5、6年生に対しての教科担任制を今後進めるということで、今、制度が始まったわけではなくて、現状としましてはそういう方針もありますので、そういうところをどう成果があるかというところで、今、国や北海道も教科の中の加配という形で、加配の教員を配置して、そういう専門性の授業を展開しているということで、本町でいえば今、訓子府小学校に算数の専科の先生が加配になって、特に5、6年生に向けての教科を指導していくというような形で今進めているところです。

○議長（山田日出夫君） 泉君。

○10番（泉 愉美君） この小学生の教科担任制については、メリット・デメリットあるようなこともちょっと調べると分かったんですけど、一部の教科で導入して少しずつ慣らしていくなどの段階的な取り組みになっていくのかなど思っておりました。

それから、町独自の取り組みとして着目したのが、姉妹町津野町で行われている「津野っ子漢字検定」なんですけれども、独自の漢字テキストを使った指導をしていて、書く力をアップするという取り組みで、月に一度検定を実施しているようでした。1級に合格す

ると町の広報で名前が発表されたりしているのです、子どもたちのやる気にもつながっているようです。このような独自の検定のような取り組みについては、町としてはどのように考えていくのか、検討したことはこれまでにあったのかなどをお聞きしたいと思います。

○議長（山田日出夫君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 今、津野町の姉妹町のお話だったと思うんですけど、確かに子どもがその学習なりの成果を評価されるということが一つの励みになって家庭学習や勉強に向かうというところはあると思います。うちの中では、居武士小学校などで、そういうところを一部やっているとあります。また、各学校で、例えば家庭学習をやって、中身が素晴らしいものを張り出して、その評価をしたりとか、そういうことも取り組んでいますので、その子どもの学習意欲を高めるために、そういうことも今後、学校とも連携しながら取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（山田日出夫君） 泉君。

○10番（泉 愉美君） この津野町の検定の場合は、月に1回やっているというのがポイントだと思っていて、いつでも挑戦できるというか、モチベーションを保てるというところがいいのかなと思いました。先ほど答弁でもおっしゃっていましたが、書くことが弱いということですので、真似すればいいというわけではないんですけども、こういう取り組みもあっていいのかなと思いました。学校の協力が必要となってくることなので、町主導でうまくやっていくのも大変かと思うんですけども、効果を上げやすい取り組みかなと思っておりました。

それから、自治体として、漢字検定とか英語検定の受験料に補助金を出している地域が多くありました。訓子府の中学校でも英語検定、漢字検定、数学検定などの集団受検をしていると思いますけれども、本町ではこのような受験料への補助をする考えはありませんか。

○議長（山田日出夫君） 答弁急いでください。

教育次長・管理課長。

○教育次長・管理課長（高橋 治君） 中学校、特に中学校の中では英語検定的なものは学校独自としてやっている部分がありますので、その辺につきましては、助成というよりは教科の中でやっているということなんですけど、他のものにつきましては今後いろいろと研究させていただきたいなと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（山田日出夫君） 泉君。

○10番（泉 愉美君） 訓子府町では、訓子府高校の生徒に資格取得費用などの補助をしています。これは高校存続のための支援で、目的が違うということは理解していますけれども、この町に住んでいる小中学生にも支援をすべきではないかと思いました。それで何人かの保護者の方に聞いてみると、この英検などに関しては、多くの子が受験しているというわけではないけれども、向上心のある生徒に支援をしてもらえると本当にありがたいことだと。子どもが2人、3人といると、毎年受験するのは結構な負担になりますので、ありがたいことだと思いますということを聞いております。ちなみに受験料がどれくらいなのかと思って調べてみますと漢字検定で3千円から5,500円ぐらい。英検だと4千円から級が上がれば1万円を超えるものもありました。なので、町によっていろいろですけど、全額助成していたり、半額を補助しているところが多いようなので、その辺の訓子

府の事情なども踏まえて検討していただけないか。ちょっと再度、お考えをお聞かせください。

○議長（山田日出夫君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 先ほど次長答えた英語の検定的な部分を学校独自と申し上げましたが、英語の能力をはかるために、道内どこの学校でも、中学校でも、能力検定、能力的な部分のことに取り組んでいるというのがまず一つです。

それと、今、泉議員おっしゃる漢字検定や英語検定に関わる助成の話ですけど、私どもも聞いている中では、そこを受検される児童生徒はあまりいないというふうに聞いております。それにしても、そういう自分たちのスキルアップのためには、そういう検定を受けるといふことも必要ですので、実態やニーズなど把握しながら調査研究をしまいたいというふうに思っております。

○議長（山田日出夫君） 泉君。

○10番（泉 愉美君） それから、近隣の町でも増えてきた町営の塾についてお聞きしたいと思います。

この町営の塾というのは、さまざまな形があるかと思えますけれども、町が学力のフォローに携わって、そのような学びの場を町が用意するという考えはありませんか。

○議長（山田日出夫君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 近隣の公営塾と言われる部分のご質問だと思いますけど、多くの、ほとんどの学校と言っていいでしょうか、高校に対するそういう公営塾ということで、義務教育の小中学生に向けた公営塾というか、公営塾では実態としてはあんまりないというふうに私は思っているところです。

義務教育に当たっては、やっぱり発達段階の部分の子どもたちのどう健やかな成長を支援していくかということは、教育委員会としても大事な部分だと思っておりますが、そういう発達段階にある部分で、やっぱり大事なものは規則正しい生活習慣だったり、学習習慣だったり、規範意識を高めるということが大事だと思いますので、現時点では学習に特化したような町営塾ということは今考えていませんので、そういう部分を今後の次の質問に当たるとは思いますけど、家庭と地域と連携しながら、そういう規則正しい学習習慣や生活習慣をつけるような、連携しながら充実を図っていくということが今のところの考えでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（山田日出夫君） 泉君。

○10番（泉 愉美君） 今、教育長おっしゃったように、確かに近隣では高校生が対象となっている塾が多いのかもしれないんですけども、訓子府では小中学生対象で先駆けとしてやってみるのもいいんじゃないかと思えます。というのは、訓子府の町には小学生が通うような公文くもんのような学習塾がないということと、中学校に入って学習環境の変化に対応できない中1の壁とか中1ギャップとか言われていることもありますし、学力に差が出ていることを心配している保護者の声も聞きます。特に英語とか数学はつまずくとそれ以降の勉強についていくのが難しくなってしまう。なので塾といっても、受験用の塾というわけではなくて、普段の学習、日ごろの学習のフォローをするような体制が必要とされているんじゃないかというふうに思いました。これは教える側の人材の確保もあると思えますけれども、検討すべき事項かと思いました。

二つ目終わって、次の三つ目の話にいきたいと思います。

今度、体力の方の話なんですけれども、答弁にもあったように、体力テストは毎年行っていただいている、これについては、結果もそれぞれに戻ってきて、毎年の自分の推移も分かって見やすいものをもっているのかなと思ってますので、今後も続けていただいて、子どもたちの励みにしてほしいなと思いました。

結果のいい項目もあってうれしく思ったんですけれども、運動習慣のこの調査の中で日常的に運動する習慣がある子どもとない子どもの割合というのは数字として出ているのかどうか分かんないんですけど、分かれば教えていただきたいなと思いました。少年団など加入されている子どもが多いというお話が今ありましたのでお願いいたします。

○議長（山田日出夫君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 今はっきりとした数字は持ち合わせてなくて、ちょっと記憶をたどると大体、体力、学力もそうなんですけど、本町の場合、二極化している。特に体力は少年団や部活に入っている児童生徒は運動の習慣がついていて、運動する時間は長いんですけど、やっぱりそういう子ではない児童生徒については、やはり運動習慣というか、運動する時間が少ないというところで、大体2割ほどが、2割、3割ぐらいが大体そういう運動の時間が少ないような児童生徒という割合に確かになっていたように思っております。

○議長（山田日出夫君） 泉君。

○10番（泉 愉美君） 次に、4番目の町独自の体力向上の取り組みについて、お話ししたいと思います。

春の教育行政執行方針の中で、専門的な指導者を派遣するということがありましたけれども、これはどのような授業となるのかをお知らせいただきたいと思います。

○議長（山田日出夫君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 専門性のある指導者ということで、まず一つは中学校の体育の先生を小学校とこども園に交流事業という形で実施しまして、特に運動会前の走り方に対する指導を行ったというのが、まず1点と、それからスポーツセンターにインストラクターが、専門性のあるインストラクターがいますので、こども園については、派遣を実際行っておりまして、それと小学校については、これから冬の間に行うような形で、その専門的な見地から見た本町の課題であるものを直すような指導ということで派遣するような形で今進めているところです。

○議長（山田日出夫君） 泉君。

○10番（泉 愉美君） 中学校の体育の先生が走り方教室を開催してくれたことは、子どもたちにとってすごく喜ばれる取り組みだったなというふうに思っております。

それで、次に、新たに始めるプロスポーツ交流事業というのがありますが、これは具体的にどのようなものなのか。対象となる子どもの年齢層というか、対象が子どもであれば、子どもの年齢層、それからどのような目的を持つ事業なのかを伺います。

○議長（山田日出夫君） 社会教育課長。

○社会教育課長（佐藤貴裕君） ただいま、プロスポーツの関係の事業についてということでご質問いただきました。

この事業につきましては、対象としては小学生、それから中学生を対象とするものですが、子どもたちの基礎体力の向上ももちろんなんですけれども、例えば普段活動し

ておりますスポーツ少年団で取り組んでいる種目、それから学校部活の種目、普段取り組んでいる競技、これのもう少し高い部分、専門的な部分でプロの選手、あるいはプロに手掛ける専門性の高い方からお話を聞くことによって、長くスポーツを楽しむ。それから上手な体の使い方をするという目的を持って受講させるということで開講するというところで進めてまいることを考えているところでございます。

この事業につきましては、根底にある目的としては、やはり幅広いスポーツに取り組む機会というんでしょうか、きっかけづくりということで実施すること。それから全町的な運動機会の啓発、これを目的として実施することを考えております。

以上でございます。

○議長（山田日出夫君） 泉君。

○10番（泉 愉美君） 子どもたちにとって、スポーツへの入り口となるような事業なのかなと思いますので、多くの種類のスポーツを取り入れて行っていただきたいと思いました。

それから、スポーツセンターのことをお聞きしたいんですけど、スポーツセンターって予定表みたいなのをのぞいてみると、団体利用が多くて、個人で使いたいときに、空いてないという声が聞かれます。子どもにとってはプールは行きやすいけど、スポーツセンターは自由に遊べる場所という認識があまりないみたいなんですよ。そのような声がちゃんと届いているのかということと、子どもたちが実際、スポーツセンターを利用できているのかを伺いたいと思います。

○議長（山田日出夫君） 社会教育課長。

○社会教育課長（佐藤貴裕君） ただいま、スポーツセンターの利用は、団体が主で個人的、特に子どもたちの利用、子どもたちが行ってすぐ利用できるような状況ではないのではないかというお話いただきましたけれども、基本的に団体利用は予約をとってということになりますから、その予約の多い少ないによっては、多少なりともちょっと訓子府としてはスポーツセンターの利用が個人の利用にとってというか利用者の方にとっては、ちょっと使いにくい状況にはあるのかなということは感じているところでございます。

その辺につきましては、スポーツを楽しむ機会を作るということで、社会体育の方も考えておりますので、放課後、それから休日、より多くの子どもたちが、やはりスポーツセンターを利用して体力向上のきっかけとなるような何か事業ですとか、そういった機会を増やしていければいいなという話は内部でも話しております。

これについて、具体的にこの部分というかこの事業ということでのまだ方策は打ち出せていないのかもしれませんが、常日頃からちょっと内部で職員同士でちょっと話し合っている機会は、今のところ設けているところでございます。

○議長（山田日出夫君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） ちょっと補足的な説明させていただいて、団体利用という部分で言えば、予約を半年前から受け付けながら、特に団体利用の部分では、基本、片面を占有して使うということなので、片面は個人利用のために開けているというような形です。特に休日になるとやっぱり大会等が入ると全面使ったの大会となりますので、そういった面では年によっては大会が多い場合については終日というか休日に使えないという状況もあるということ、今の現状だということと、あと今、課長がお答えしたように、平日、

私も見ると放課後やなんか子どもたちが来てボールで遊んだりとか、休日、長期休業中はやはりスポーツセンターに来て子どもたちが運動に親しむというような姿を目にしているようなところですよ。

○議長（山田日出夫君） 泉君。

○10番（泉 愉美君） 分かりました。次に、5番目の家庭との連携のお話をさせていただきます。

これは学力と体力の両方のことになるんですけども、まず、学力に関しては、家庭でできることって宿題とか家庭学習を見守ることとか、あと読書を促すようなことぐらいしかできないかもしれないなというふうに思ったんですけども、GIGAスクールが導入されて、クロームブックの使い方にも子どもたちが慣れてきたと思うんですけども、クロームブックを持ち帰って宿題とかクロームブックの中で自主的に学習するようなことは日常的に行われるようになってきているのかどうかを伺います。

○議長（山田日出夫君） 教育次長・管理課長。

○教育次長・管理課長（高橋 治君） 今、GIGAスクールで導入したタブレット端末を家庭学習でも活用されているのかということのご質問でございました。

今年の4月から全タブレットにデジタルドリル形式の、それも5教科だけではなくて、実務教科も含めた9教科分の入った、そういうデジタルドリルの導入をしております。小学校も中学校も。それを活用しながら、夏休み以降、夏休み前から実施している学校もございますが、夏休みをきっかけに、また、夏休み以降、自由に持ち帰りのできるような体制で各学校行っておりますので、当然、家庭学習、それから宿題もございますが、家庭学習につきましては先ほど言いました今年の春から導入したデジタルドリルを活用しながら学習の内容の習慣化、定着化を図るために、それを活用しながらやっているとございます。

○議長（山田日出夫君） 泉君。

○10番（泉 愉美君） 分かりました。クロームブックだと紙のドリルとかノートに比べて保護者としては中をのぞき込みにくいというか、何をやっているのか把握しにくいんじゃないかなというふうに思ったりもしてたんですけども、子どもたちがうまくそれを活用して学習が実を結べばいいなと思いました。

それから、読書についてなんですけど、読書の大切さについては保護者の皆さんも認識があると思います。読書習慣の定着に向けた取り組みのようなことは、町が学校と連携するような形で何か行われているのかどうかをお聞きします。

○議長（山田日出夫君） 教育次長・管理課長。

○教育次長・管理課長（高橋 治君） まず、読書習慣の定着ということで、現在、図書購入もそれぞれの学校で予算を交わしながら、毎年、新しい図書購入をして子どもたちに読んでもらうということをやっています。

それから、町の図書館の方から司書を1名、月に数回派遣をしながら、読書環境の整備はもちろんのこと、読書の促し、それから学校教員との連携を図りながら、読書活動の推進を図っているところです。

それから、やっぱり読むことが一番重要で、そのことによって読解力とかも高められるということもございますので、特に、居武士小学校では移動図書なども行っておりますし、

日出地域のふれあいセンターには本を置いて子どもたちが自由に見られるような環境。訓小、訓中につきましては、学校図書館はもちろんのこと、町立図書館も近いということでは、そういう環境を整えながら実施をしているところでございます。

○議長（山田日出夫君） 泉君。

○10番（泉 愉美君） なんか子どもたち読書ノートみたいなものを持っているんですね。なので、そういうのもきつとどどんたくさん読んで増やしていくという何か目標にもなっているのかなと思っておりました。

それから、家庭との連携の部分で言うとスマホとかゲームを使うスクリーンタイムのことが先ほど答弁の中にもありましたけれども、これは学校からのお便りなどで、長年呼びかけて保護者の方へも意識付けみたいなのをされていると思うんですけども、これについては、効果は感じられていますか。

○議長（山田日出夫君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 答弁したように、家庭学習の時間が今の状況でいけば、全道や全国と比べてうちの児童生徒の中では足りないという部分があります。放課後の家庭で過ごす時間は、子どもたちは決まっていますので、その中でどうしても今の状況で言えば、スマホやパソコン、ゲームなどに取られる時間が長いというところで、これはずっとこの課題は抱えながら本町の中でやってきたわけですけど、やっぱり家庭の中での約束、ルールというんですか、1日のそれに親しむ時間を制限するような形も呼びかけてはいるんですけど、なかなかそれが定着はしてないという状況ですので、今後も家庭や学校や教育委員会もそこらに重点を置きながら、そういう課題に向けて取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（山田日出夫君） 泉君。

○10番（泉 愉美君） ちょっと時間がなくなってきてしまったので、最後の6番の質問にいきたいと思います。

通級指導教室のことなんですけども、通級指導を受けられる基準というのがあるのかどうか。勉強のできるできないではないということは、先ほど答弁でも分かったんですけども、よく保護者の方と話題になるのが、テストで良くない点数を取ってきたわが子を心配して通級指導で見てもらった方がいいのだろうか。それは親が申し出るべきことなのか。それとも先生から言われて通級指導に入ることができるのか。実はそれが分からないという保護者が多いので、通級指導を受けられる基準といいますか、対象となる生徒について、この機会に教えていただきたいと思います。

○議長（山田日出夫君） 教育次長・管理課長。

○教育次長・管理課長（高橋 治君） ただいま、通級指導の具体的な内容についてのご質問だったかと思えます。

通知指導にましても、種別がございまして、言語、情緒、自閉、学習障害、LDですね、注意欠陥多動性症候群、ADHDということで大きく五つに分かれております。

学校でも保護者向けにチラシを配っておりますが、端的に言いますと通常学級に在籍をして学習や行動、コミュニケーションなどで、本来力を発揮しないでいる子どもたちの困り感に寄り添い、自分らしく生き生きと自信を持って力を十分に発揮できるように、この特性を理解し支援を行う教室ですということをやっています。困り感の例えば例ですが、

例えば、図形などがどうしてもうまく書けない。気持ちが長続きしなくて気になって飽きてしまう。どうしてもじっとしているのが苦手。相手の気持ちに察するのが苦手とか、うまく発音ができないですとか、学習面でも読む・書く・計算のどれか、もしくは複数ができないとかというような部分が学習障害という部分なんですけど、そういうものをお子さん、それから学校、それから保護者の部分で困り感があれば、学校と相談をしていただいて、校長先生が最終的ですが、それを教育委員会にも通知をしていただきながら、通級指導を行うかどうかということの判断をしているところでございます。

以上です。

○議長（山田日出夫君） 泉君。

○10番（泉 愉美君） それから、中学校の通級指導教室って答弁でもおっしゃっていましたが、これは珍しいことだと思うんですけども、昨年から本町の中学校の通級指導教室が始まったきっかけは、保護者からの要望があったということで、今、答弁でおっしゃっていただきましたけども、その設置までの経緯というか、それをお知らせいただきたいと思います。

○議長（山田日出夫君） 教育次長・管理課長。

○教育次長・管理課長（高橋 治君） 昨年来から訓子府中学校では通級学級を開設しています。それで一昨年から保護者の方から学校の方に、小学校の方、それから中学校の方に要望がございました。ただ、答弁でも申し上げましたが、13人以上で必ず開設できるということでは実はございません。先ほど言いましたとおり13人に1人の加配、1人先生が増える。その増えた先生が通級指導の教室で、その専門性をもって指導を行うわけですが、その加配を決定するのは北海道教育委員会でございます。13人いるからいくというわけじゃないんですが、その間につきましては北海道教育委員会、オホーツク教育局と中学校、それから子ども教育委員会が、非常に教育局とも交渉しながら、ぜひ開設をしたいということでやりまして、最終的には教職員の加配が昨年からつくということでございまして、あと人数も昨年13人、今年14人ということですので、現在、通級教室を開設しているというような経過でございます。

○議長（山田日出夫君） 泉君。

○10番（泉 愉美君） 分かりました。もし今後、その基準の13人という人数を下回った場合には、設置の継続ができなくなってしまうものなんでしょうか。

○議長（山田日出夫君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 13人という基準はありますけど、その年度だけで見るのではなくて、今後どういう推移をしているかということも含めて、協議を行いながら開設するということですので、今、当面は今のところ小学校の在籍数を見ると当面は通級指導教室が開設されるんじゃないかというふうに見ているようなところでございます。

○議長（山田日出夫君） 泉君。

○10番（泉 愉美君） 分かりました。今後必要とする生徒が指導を受けられるようお願いしたいと思います。

終わりに全体的な話となりますけれども、学校教育、社会教育含めて、これまでも学力・体力の向上のために取り組んできたことは理解できました。ただ、町独自の取り組みというのはもう少し頑張れるような気がして、今聞いておりました。

最後に教育長に伺いますけれども、今回の答弁の中でも課題となっていることがいくつかありますけれども、それらを踏まえて町の今後の義務教育の目指すところ、それから今後取り組んでいかなければならないことについての考えをお聞きしたいと思います。

○議長（山田日出夫君） 教育長。

残り2分です。

○教育長（林 秀貴君） 学力・体力の部分でも課題も含めてのお話だと思いますので、先ほどお答えしたように本町に限らず、学力・体力については、二極化しているような状況でございます。その中で、やはり体力や学力が落ちる児童生徒をどう引き上げていくかということが課題だというふうに私は思っていますので、その中では、学校だけではできない部分もございます。お答えしたように、やはり家庭と地域との連携を図りながらやっていかなきゃならないということがございますので、その辺のところの学習習慣や運動習慣、その辺のところを向上するためには、そういうところを家庭と地域と連携しながらやっていくことはこれから必要だと思っていますので、町独自の部分もこれからその辺のところのご意見をいただきながら進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（山田日出夫君） 泉君。

○10番（泉 愉美君） 訓子府の子どもたちって、自然に恵まれた環境でのびのびと健やかに成長していますので、学力面、体力面での後押しとなるような町の取り組みに今後期待したいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（山田日出夫君） 10番、泉愉美君の質問が終わりました。

ここで午前10時40分まで休憩いたします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時40分

○議長（山田日出夫君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は、8番、余湖龍三君の発言を許します。

余湖龍三君。

○8番（余湖龍三君） 8番、余湖です。通告書に従って、一般質問をさせていただきます。

まず、一つ目の質問は、地域おこし協力隊の具体的な活用についてということで、町長にお伺いいたします。

地域おこし協力隊については、今年度の町制執行方針の中でまちづくり株式会社の設立に関しても活用を考えているとの発言がありました。地域おこし協力隊はご存じのとおりその活用については3年間の期限はありますが、国の地方特別交付税の対象であり、その後の移住・定住の可能性のある町にとっては利用すべき施策だと思います。

その活用については各種多様なものがありますが、町としてどのような活用を考えているのか。それはいつまでにやろうとしているのか考えをお聞かせください。

一つ、具体的な活用策は。

二つ、施策活用に障害と考えていることがあるのか。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（山田日出夫君） 町長。

○町長（伊田 彰君） ただいま「地域おこし協力隊の具体的な活用について」2点のお尋ねがありましたのでお答えをします。

1点目に「具体的な活用策は」とのお尋ねがございました。

地域おこし協力隊の任務は、地域ブランドや地場製品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援、農林水産業への従事、住民生活支援などの地域協力活動など、全国では幅広く活用されているところでございます。

本町において今後設立を予定しています「仮称 まちづくり株式会社」につきましては、その構想を検討しているところであり、現時点において具体的な活用方法や時期などはお示しできませんが「仮称 まちづくり株式会社」における構想や事業内容が固まり次第、地域おこし協力隊の具体的な活用策について、幅広い視点から検討をしていくこととしています。

2点目に「施策活用に障害と考えることは」とのお尋ねがございました。

地域おこし協力隊の制度は、主として過疎対策を目的とした人的支援施策であり、協力隊の取り組みについて隊員個々人の個性と地域との創発に期待するものであります。

一方で「人的」な支援制度である以上、協力隊員の持つ個性やスキル、人生観などが地域の実情や任務内容にマッチングすることが難しい点が課題として挙げられており、協力隊員の希望する活動と実際の活動とのズレが協力隊員の持つ経験やスキル、アイデアを十分に生かすことができていないといったケースや、生活環境の変化、地域や活動先での人間関係に悩む協力隊員など、協力隊を取り巻く課題が全国的に数多く報告されている現状があります。

本町ではこうした課題を踏まえ、今後の地域おこし協力隊募集に当たって、地域課題解決につながる任務内容を具体的かつ明確化することや、就任後においても協力隊員と連携、支援を深めながら信頼関係を構築し、しっかりとフォローしていくことが必要であると考えております。

以上、お尋ねのありました2点につきましてお答えをいたしましたので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田日出夫君） 余湖君。

○8番（余湖龍三君） 返答をいただきました。何点か再質問させていただきます。

まず、今、返答の中で、現時点においては、まだ、まちづくり株式会社についても示すことはできない」というようなことがありました。

ましてや、その内容が固まってから協力隊員の具体的な募集をかけるようなニュアンスで聞きましたけども、私はこの言葉、この返答一つを考えても、せっかく公約に出してもらいましたし、いつからやるのかということ是非常に大事なことですよね口にした以上は。

それで少なくとも前回の一般質問等の中でも「来年度には」というようなお話もありました。

そうなると、やはり今の時点で、どのような協力隊員を選んで、このまちづくり株式会社のものをどういう形に持っていくのかというような構想がちょっとなければ来年度に本当に間に合うんですか、いや、それは今、返答の中でもそんなに急いでるふうはないの

かなという気はしますけども、われわれとしては急いでもらいたいなという気持ちがあるので、こういうとりあえずまちづくり株式会社という言葉を出した中で、構想的なものは本当にまだないんですか。募集の足がかりとなるものはないのかなということでお聞きします。

○議長（山田日出夫君） 町長。

○町長（伊田 彰君） 今、まちづくり株式会社の関係で急ぐ等々も含めて、構想はないのか。具体的な部分はまだお示しができないというところでございますけども、構想的には、少し地域商社的な部分が入られてきているのかなというのがありまして、さまざまなうちの農産品等のポテンシャルを上げてということは、ここは選挙戦も含めて、訴えてきた部分でもございます。

ただ、来年度かうんぬんというところについては、現状でいきますと7月人事異動というか機構改革も含めて実施をさせていただきました。そこから今2か月間たった状態でございます。ちょっとそういった意味では、ここはしっかり内容を固めて、かつ、やる人間も含めて、どういう方法あるんだということで、全てを今、地域おこし協力隊が賄えるかというところって頭になる人間どうするんだっていうところもちょっといろいろ組織的な問題もあるかなというのがありまして、そういった意味からいくともう少し時間をいただきたいというのが実態でございます。まちづくり株式会社については、そのような状況でございます。

○議長（山田日出夫君） 余湖君。

○8番（余湖龍三君） 私も別に今、まちづくり株式会社がどういう方向にあるのかというのを聞きたいところもありますけれども、そんなに重要な、今回の地域おこし協力隊全体のことを考えると、そこだけが問題だというわけじゃないんですけども、地域おこし協力隊でいけば、先進と言えば東川町が非常に先進でありまして、30年前ぐらいからそういう、何て言うんですか、東川の町自体が30年ぐらい前から人口増加が続いている。現在も続いているので、それで地域おこし協力隊についても非常に積極的な登用を考えて、現在、2023年度では60人の地域おこし協力隊が町の中で活躍している。そういうような現状がある。地域おこし協力隊は完全に3年間については、経費については国からの交付税の補助があるということで、これは町にとっては、この制度を使うことは得はあっても何の損はないんじゃないかなと。まずは私たちから言わずとそういう考えが、そういうイメージしかないんですけども、そこら辺はまず単純にどうなんですか。

○議長（山田日出夫君） 町長。

○町長（伊田 彰君） 少し2点目にもちょっと絡んできているかなというふうに思います。

まさしく議員言われるとおり、制度を使っていきたいというのは気持ちとしてはございます。担当レベルのときに、制度発足のときに、俗に言う臨時職員と言うんですか、温泉の中で働かせたり、そういった町が非常に多くて、そういう趣旨ではないよねというのがあって、ちょっとそういった部分ではあったんですけども、非常に人材が不足してきているというのは、町の職員も同様なんですけども、今、全課にそういった対応が、する必要がないかどうかという調査をかけている段階でございます。

ですから、まちづくり株式会社うんぬんのほかに、ちょっとこれ予算の関係もございま

すけど、ある程度見えた段階で募集を本年度かけていきたいというふうに思っております。

○議長（山田日出夫君） 余湖君。

○8番（余湖龍三君） そもそも地域おこし協力隊というのは、訓子府なら訓子府町が外部の人材を受け入れて地域社会の活性化につなげるというのは、地域おこし協力隊の非常に目的ですので、その活用策というのをいかに町が考えるのか。そういうことじゃないかと思えます。

前回、去年度も1名の方が地域おこし協力隊として入りましたけども、その方についても地域おこしとか、町の宣伝をするとか、いろいろやってくれてたんだと思えますけれども、最終的には途中でお帰りになってしまったというのは現状なんですけども、それを踏まえた中で、今後、地域おこし協力隊をお願いするに当たって、考えるようなことは何かありましたか。

○議長（山田日出夫君） 地域創生室長。

○地域創生室長（鈴木 淳君） ただいま、余湖議員からご質問ありました。今後、地域おこし協力隊をこれまでの経過も踏まえながら町として考えることはないのかという部分でございました。

確かに昨年度、地域おこし協力隊1名委嘱しまして、移住・定住対策を中心に担っていただいたところでありましたが、残念ながら定住には至らなかったという経過がございます。

この1名の方の協力隊につきましては、さまざまな課題、実際、思い描いた任務、実際に取り組んだ任務という部分のズレが生じていた部分もあったという部分と、自分の将来を考えたときに、本人の意思によって退任の決意をされたという部分がございます。

こうしたことを踏まえまして、今後、そうした任務内容と協力隊員が思い描く任務内容、実際に行う活動という部分のミスマッチが起きないように募集の仕方だったり、募集内容、任務内容を明確化、具体化することによって、ミスマッチが起きないようにするという部分と隊員に寄り添ったフォローが必要になってくるという部分が大切かなというふうに考えております。

○議長（山田日出夫君） 余湖君。

○8番（余湖龍三君） 非常に反省して、これからに向かっての、いろいろ考えているんだなというのはよく分かりました。

ただ、私は、この制度を今回質問するに当たって、いろいろな町の状態とかを見たんですけども、去年の訓子府の協力隊については1名で、女性で、新卒で、そういうようなことを考えるとなかなか難しいかな。先ほど町長の回答の中にも担当者との関係とか担当がというようなお話もありましたけれども、それは町としてはやはり協力隊として頼む以上は町が主導性を持って、担当を決めて方向性を決めていきたいのかなということも考えますけども、私はこれ地域おこし協力隊というのは、もっと自由な形で活動についてはしてもらいべきじゃないかと思うんですね。

要するに、表題を決めて、前回については、移住・定住対策が目的ということで募集したんでしょうけども、そういう町としての目的をきちんとした中で募集をかける。ですから、訓子府の場合は移住・定住も必要ですし、全道の今、まちづくり協力隊の募集職種を見ますと本当に多種多様なんですね。定住なんてもう古いんですね。今もう漁師の町で

は漁師になりませんか。漁師になるための協力隊を募集しますとか、東川についてもそうですよね。町のスタイルを決めるようなそういう仕事をするような協力隊になりませんかとか、観光資源の開発だけをするような協力隊になりませんか。それから、福祉の学校がありますから、その学校に入って福祉の専門家になりませんかとか、これは東川ですけれども、あと、よその町では本当に町のリポーターとしての、本当にそれだけの仕事のための協力隊を募集します。広尾町あたりはサンタランドの木の剪定とか木の整備とか、そういうことだけでいいですから、協力隊を募集します。それから、まだありますよ。面白いのは本当にあるんですよね。鹿部町あたりはレジャーサービスアミューズメント会の販売、販売アドバイザー。これは何をやるのかなってちょっと見ただけじゃ、ちょっとよく分からない。先ほど言いましたように、空き家対策のための地域おこし協力隊を募集しているところもありますし、それから、おもしろいなと思ったのは、釧路市では阿寒のアイスクラフトセンターの運営コーディネーターとか、先ほど言ったように、海の町では漁師になるためのものが、そのためだけの地域おこし協力隊を募集しますとか、そういうようなことはあるので、これは訓子府町にとっても、農業分野、商業分野、行政分野、いろいろな分野で必要になってくるところがあると思うんですよ。これは臨時職員を雇いながらいろいろな仕事をしていきますけれども、そういう部分のできるようなこともいろいろ中にはあるんじゃないか。非常に行政の助けになるんじゃないかなということを思います。ですから、こうやって考えますと、今、去年のように地域おこしのために1名の協力隊を募集するなんてことをやったんでは、やはりその人間1人と行政との関係というのは強すぎて大変なんですよね来る人も。これ一つの職種に3名ぐらいの募集をかけて、しかもそれを三つぐらいの目的。しいて言えば9名から10名を来年度はいっぺんに募集するんだと。いろいろな部門で考えて、それは可能じゃないかなと思います。

そういうふうにして各地域おこし協力隊だけが一つのグループとして行政の中で一つの何々課になるのか、鈴木室長の下になるのかどうか分かりませんが、そういう独自の活動ができるような地域おこし協力隊になると、これはその中でいろいろなことを考えて行政の気持ちも取り入れた中で、それぞれが同じ立場の中でいろいろ考えていくんじゃないかと思うんですけれども、やっぱりいっぺんに三つとか四つの部門で、そういう複数の協力隊を募集するなんて考えはいかがでしょうか。

○議長（山田日出夫君） 町長。

○町長（伊田 彰君） 昨年の反省も含めて、今いろいろと他の町の先進事例も含めていろいろご意見もいただきました。基本的には庁内部というか担当部署でも1名で非常に孤独感あったんじゃないかということも反省点としては出てございまして、そういった意味では、ある程度3人、4人という固まりというか、同じ仕事ではないかもしれないけども、そういったコミュニティが一定程度必要じゃないかというのは、そこは行政内部でも話としては出てます。

それとプラス、単純に行政のみでなくて、議員おっしゃるとおり、各商業、農業ほか、さまざまの分野の必要性はわれわれも持ってますし、そういった団体との協議というのは当然、商工会、農協あたりと必要性の部分も含めて、そういった部分を確定しながら募集につなげていくというのが必要かなというふうには認識はしておりますし、実は、隣町、置戸が8名、4名が外国人の方、実はその4名というのは東川から来ている。学校から来

ているというところもありまして、ただやっぱりこう行政というか、行政がというか、私側の立場とすると、会計年度任用職員なんですよね現実的には。地域おこし協力隊と言いつつ、だから町は要するに報酬を払っているんですよ毎月。だから一定程度のそういった部分のものが必要じゃないかというのがやっぱり根っこにあって、議員の質問の中にもあるように、何か課題があるのかということってやっぱり、例えば農業を入ると夏しかやんないよね、冬どうするという議論というのはやっぱり行政内部では必ず起きてきているというのが実態で、だから本当に小さい業務をぽんとやらせて、そんだけ300万なり350万なりという報酬を払っていいのかという問題がちょっと、まだ払拭しきれてないというのがございますので、ただ議員言われてるところの部分というのは必要だなというのを認識しておりますので、今後さらに検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（山田日出夫君） 余湖君。

○8番（余湖龍三君） 今、お金の話が出ましたんであれなんですけど、これは交付税対象、交付税の対象になって、1人あたま何ぼとかって決まって出るんですよね。それで私調べてみると今回不思議だなと思ったのは、給料の差というのがあるんですよね。ある町は18万円、ある町は19万円、ある町は28万円とか、そういうときはどうしているのかなというのをちょっと分かっているなら、お聞きしたいなと思うんですけども、ただ一番はっきりしてるのは、わが町のお金じゃないということですよね。国から交付税出て、その人間を活用してくださいというのが趣旨ですから、自分で給料払っていると思ったらいろいろ言いたくなりますけども、やはり国からの給料を当てにしてやってる人間ですから、その活動については、ある程度の自由さを持たせた中で自由にやらせよう。だから農業分野で、先ほどちらっと出た農業分野は夏しかないだろう。春から夏しかないだろうじゃなくて。じゃその人方は冬の間、何かできることを自分たちが考える。春のために何をするのかとか、それは自分たちで考えればいいですよね。やっぱりそういう自由性をもたした中でやらせようのがいいんじゃないかと思うんですけども、先ほどのお金の話とあわせていかがでしょうか。

○議長（山田日出夫君） 町長。

○町長（伊田 彰君） まあ、ちょっとお金の話、ちょっとしゃべりたい人もいるんですけど、ちょっとまあ、1人あたま480万が上限なんです。特別交付税というのは、なんぞやっていうところがちょっとありまして、うちも現段階では7億、8億、特別交付税で見てくださいというのを挙げています。実際の特別交付税って、うち1億5千万とか1億8,000万ぐらいの間でしか交付されてない。その中の480万なんですよ。ですから丸々100くるかというのは分からないんですよね。何に対して何ぼ出してるのとは分からないというのが、実態としてはそういう実態。

だから全て国の金かっていうと、補助金と交付金とかということとは少し違う。そしてどうしても上限枠ありますので、全国的な交付税会計の普通交付税の6%が特別交付税なんですよね。今、それを4%にしようということでやってますけど、今のところはまだ6%でいきてる。そういうお金の流れだということで、議員言われるとおりの「自由にさせる」というのはすごく思います。そこをどう払拭するかというのが、ちょっとまだ決心ついてないんで、もうちょっと時間ください。

○議長（山田日出夫君） 余湖君。

○8番（余湖龍三君） お金の細かい話をすれば、いろいろと障害というか、細かく考えたら交付税、特別交付税、何に何ぼって紙に書いてないんで分かりませんと言われたら、まったくそうでしょうけども、ただ、それに対していろいろな町がやってること、いろいろな町も、置戸では8人いるんですからね、じゃ8人分本当に480万掛ける、入ってるのかっていったら、ちょっと分かりませんが、やはりそれを活用していい町、将来に向かったの、それこそ職員ではカバーできないところをやっていこうという気持ちの中でいくんですから、やはり訓子府町としても、それをまず活用する意思は非常にあるんだと思います。

町長のいろんな発言からいくと。あるんでしたら、やはり遅れをとらず早く。しかも形ができてからとか、そういうんじゃないで、まず目的意識を持った中で人を募集して、それで来たらいいいし、まずは募集のとはスタートしないと、来年まで構想を決めて来年また募集しますとかね。そういうゆっくりした話じゃないと思うんですよ。やはりこういうものはスピーディーに思い立った時にやらなくちゃ。やっぱり伊田町長のいろんな方針がまだ熱のあるうちに、ボンボン進めてくれないと町民忘れてしまいますから、もう少し早く進める気持ちはありませんか。

○議長（山田日出夫君） 町長。

○町長（伊田 彰君） 議員おっしゃるスピーディーにというところで、先ほども申し上げましたけども、内容的には今詰めさせていただいている。ある程度、固まり次第、募集に向けた準備に移りたい。というのは、R6の4月からの部分でやっていきたいなというふうには思っております。

○議長（山田日出夫君） 余湖君。

○8番（余湖龍三君） 本当に6年の春にはそれが募集を終わって人を決めて、いろんなことがスタートできるような体制で頑張って募集して考えてやってほしいと思います。しかも、複数種類の複数雇用というのが一番いいんじゃないかと思うので、よろしく願いしたいと思います。

それでは、二つ目の質問にいきたいと思います。よろしくお願ひします。

二つ目はメロンの振興策についてということで、メロンの振興策と言ったら5回目だっで言われたことはありました。どなたか言われましたけれども、何回でもいいんじゃないか。それは私の満足のいくほどになるまで、これは続かなければメロンがなくなるのか、余湖がいなくなるのか、どっちか先でもいいなと思っておりますので、よろしくお願ひします。

訓子府町唯一無二で町民にも絶大な支持がある訓子府メロンは、毎年、生産農家の減少が続き、今年度の生産も昨年度の2割程度の減少であったと思います。

今年は特に価格の高騰と品薄で、町民の方々もなかなか入手することができなかった状態だと思います。

守らなければならないメロン栽培、今年度当初に出した振興策の種子への補助や広告宣伝費の助成では、生産者の生産意欲の向上にはつながらなく、もっと将来を見据えた抜本的な振興策が早急に必要だと感じます。

そこで、次の点についてお尋ねいたします。

一つ、今回の補正予算に出されている振興策の狙いと効果について、お願ひいたします。

二つ、生産者への出荷手数料補助の考えはありませんか。

三つ、系統外の農業としての地域おこし協力隊によるメロンを中心とした園芸作物の栽培を考えませんか。

以上、お願いいたします。

○議長（山田日出夫君） 町長。

○町長（伊田 彰君） ただいま「メロン振興策について」3点のお尋ねをいただきましたのでお答えいたします。

1点目に「今回の補正予算に出されている振興策の狙いと効果について」のお尋ねがございました。

過去に講じた「特産園芸作物作付維持事業」および本年度からの新規事業である「くんねっぷメロン作付維持事業」については、メロン振興会を事業主体とした取り組みに支援をしてまいりました。

今回提案させていただいたメロン振興事業補助金は、町内農業者を事業主体としたことが大きく異なる点であり、メロンを作付けしている、作付けしていないに関わらず、町内におけるメロンの作付増加を強力に推進することを狙いとしてございます。

その支援内容については、新規でハウスを整備し、現状の作付面積より増加させる場合に対して、施設整備にかかる経費の一部を助成することとしております。

また、町の特産品として「ふるさと納税の取り組み」に協力可能な方と要件には入れておりますが、特段、出荷先を限定することなく、農業者にとって自由度の高い制度とすることで、より増反に取り組みやすく、事業効果が発揮できるものと考えておりますので、ご理解を願います。

2点目に「生産者への出荷手数料補助の考えは」についてのお尋ねがございました。

今回提案させていただいているメロン振興策は、これまでJA系統流通のメロンを支援対象としてきたことに対し、系統外流通も含めた支援策としているところが特徴の一つでもあります。

一方で、メロンの販売価格に関しては、あくまでも市場原理において決定されるものであり、必ずしも流通量が少ないからといって高値になるわけではなく、競合産地の出荷量や景気動向によっても変動するものと考えているところです。よって、ご質問にあった出荷手数料補助に関しては、現在のところ、そのような考えには至っておりません。

果たして、公平性といった観点からも、そこに助成すべきなのか、疑問に感じており、助成をしても販売価格に反映されるものではないと判断していることから、ご理解を賜りたくお願い申し上げます。

3点目に「系統外の農業としての『地域おこし協力隊』によるメロンを中心とした園芸作物の栽培を考えませんか」についてのお尋ねがございました。

本件に関しては6月議会の再質問においても同様のご提案をいただき「地域おこし協力隊にメロンなどを作ってもらって、農業者以外にその役割を委ねては」とのご提案でした。

確かにそういった視点は必要であると考えておりますが、地域おこし協力隊の本旨は各種の地域協力活動に従事し、地域への定住・定着を図ることであり、活動終了後までのことを含めて自治体内部での検討が必要と考えております。

また、メロン振興の企画立案等に携わってもらえるのか、実際にメロンを作ってもらえるのか、

かといった地域協力活動の方向性や隊員が活動終了後に就農した場合、国や関係機関等の支援を活用しながら、果たして園芸作物だけで食べていけるのかという課題も残っております。

そのようなことを今後、関係機関と整理した上で、地域おこし協力隊の活用を判断させていただきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、お尋ねのありました3点につきましてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山田日出夫君） 余湖君。

○8番（余湖龍三君） まず、再質問の1項目目で、今回の振興策ということで、ハウスの建設費用を出すということを考えているみたいですね。われわれ事前に概要を説明を受けまして、私はそのときもちょっと質問したことがあるんですけども、今回のトータルでお答えください。今回のメロンハウスのとりあえず計画している補助金の量が、ハウスは新築してもらったとしても、大体全体の5%ぐらいの増というようなお話だと思えます。それでこれ去年の生産から今年の実産は2割減なんですよね。それでまた、これは農家の方がメロン農家が減ったということもあります。来年はどうなんだということを考えたときに、来年もまた、私は分かりませんが、担当は知ってるんじゃないかと思えますけども、来年もまたメロンを作らないという農家の方がもう何%かいるんじゃないかと思うんですけども、そこら辺を鑑みますと今回ハウスを建ててくださいという目標設定の量だけを考えても、全然マイナスに追いつかないんですよ。やっぱり今減って困っているんですよ。作る人がなくて、作る量は、出てくる量がなくて困っているんですから、やはりそれを買う。毎年2割ぐらいずつ減っているんですけど、2割ぐらいずつ、その減った分だけでも取り戻せるような施策がやはりドンとないと、これはジリ貧になってしまうのが目に見えているんですけども、そこら辺はどう考えてますか。

○議長（山田日出夫君） 農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） 今、余湖議員が言われた、今回も昨年と比べて減ってきているわけなんですけども、私どもが今回議会で提案させていただいているメロン振興策のハウスの増反坪数がそれと合わないというようなことをおっしゃりたいというようなことです。その辺については、今後の作付けという動向については、まだ詳細までは私どもも把握しておりません。もうしばらくかければ大体の把握はできるものと思っておりますけども、今回はそういった中でも増反をしていただけるといって方が候補として出てこられて、さらに今回議決をいただいたら、皆さん方に周知をすることでより多くの方が手を挙げていただいたら、またその部分の支援の考えもこちらとしては持っております。そういったことで、これまでの落ち込みをカバーできるのかといったそういった部分に関しては完全に対応できるというようなことでは言い切れませんが、そういったことで今回の提案を考えてございます。

○議長（山田日出夫君） 余湖君。

○8番（余湖龍三君） 対応しきれると言われたらどうしようかなと思ったんですけども、対応しているかどうかは分からないということだと。私は分からないと思えますよね。これ今回のハウスにしても、これは言ってもいいんですよ、半額補助の段階でハウスを作って新築してくださいというような考えの中でいきますと、半額といってもなかなか大

きな金額ですから、これが本当に直接的に何名か、きっとそういう話はあるんじゃないかとは思いますが、これ5%も全て補填されるのかどうかもちょっと分からないなど私は思います。やはり大きなお金、お金の単位でいくと大きなお金になるのかなという気持ちもしますけども、やはりそれだけ自己投資をしなければいけないというようなことになると、やはり二の足を踏む方が多いんじゃないかと思えます。私はこのハウスの補助に関しては、もっともっと補助率を上げて、もっと使いやすい段階にするときっと課長が考えているぐらいの人がして、去年の2割までの、それでも2割までは補填できないんじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（山田日出夫君） 農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） 今ご質問のあった余湖議員の5%というのは、今の面積の部分のカバーの5%でして、ご意見をいただいているハウスの2分の1補助で、それがカバーできるのかというあたりは、ちょっと考え方が違うのかなと私は感じております。

ただし、2分の1で十分なのかというのは、今回、われわれも施策を考えるにあたり、従来は3分の1というような対策でした。資材の高騰でハウスの単価もかなり上がっておりまして、この2分の1というレベルというのは、従来の補助事業上、最高レベルということで引き上げたつもりではおります。今後これで提案をさせていただいて、まだやっぱりこの補助率で不十分だとかいうような現場の意見とか、いいのかとか出てきましたら、こちらとしては考える余地はあるかと思えますし、そういった中でもメロンのハウスをメロンの作付けを減らすことなく維持されている方という方々においても、メロンのビニールハウスとかは3、4年にいっぺんぐらいはきれいに張り替えなきゃならないし、資材も永久に使えるものではないというようなことのバランスから考えても、そういった補助率で設定をさせていただいたので、ご理解をいただければと思っております。

○議長（山田日出夫君） 余湖君。

○8番（余湖龍三君） 今さら変えられない意見だと思いますけど、それ今、課長、返答にあったように、この結果を見た中で、また考える余地があるんでしたら、ぜひとも私も結果を見た中で考えていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

あわせて言いますと新築のハウスについて、こういう補助をするんですけども、新築でないハウスはどうなんだということになると、新築ハウスを作ってもメロンの時期はメロンを作りますけど、そのほかのときには、ほかのことに使うんじゃないかと思うので、メロン農家の方の中には、皆さん玉ネギの後を使ってやっていらっしゃるというのはあるんですけど、ですからそんなに問題ないだろうと思うのかもしれませんが、やはり、そのハウス自体も修理しながら使わなきゃいけないというようなこともありますので、その修理費用の補助なんていうのもやっぱり考えるべきじゃないかと思うんですよね、もちろん玉ネギに使っているからいいじゃないか、一緒にあわせて修理しろというようなことじゃなくて、やはりメロンを作ってもらうために、そういうものを修理に対する、修繕に対する補助も考えていただけないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（山田日出夫君） 農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） こちらについては、余湖議員が言われる意味合いも分かりますけども、玉ネギのハウスには当然使われている方がほとんどかということで思っております。

ただし、今回の場合は、メロンの部分で特化した考え方、そのハウスの補助、補修の補助については玉ネギ生産と言う部分にもちょっと大きく関わってくる話なので、それをちょっといきなりやっていくとなると、メロンとはちょっと比較にならない規模がまた頭をもたげてきて、正直言いまして、こちらの予算の問題とか、そういったことも考えた上で、また農業者との意見交換というものをしての上で検討すべきだと考えておりますので、その辺はちょっと今のところはご容赦いただきたいと考えております。

○議長（山田日出夫君） 余湖君。

○8番（余湖龍三君） もちろん、今修理に関しては、メロンを作ってくれるということが前提の中でやるべきだと思っていますので、ぜひ検討いただきたいと思います。もう時間がないので、ちょっと次へ行きます。

二つ目の「出荷手数料の補助の考えは」ということについてお尋ねしたんですけれども、メロンの販売価格は流通量の問題だけではない。それで高値になっているわけではないというようなご返答もありますけれども、確かにそれもそうでしょう。ただ、訓子府メロンについては、ここ数年来、見ましても、量が少なくて高くなっている。それで高くなってもあるならいいんですけれども、量は少ないんで買えない。それが現状なんですよね。それでこれ一つ私は出荷手数料の補助の考えというのは、これは大きい声で言っても当然のことだと思うんですけれども、メロン農家さんの中には、農協を通さなくて直売でいろいろな方に、自分の農家についているお客さまにたくさん売っていらっしゃる方もいます。そこら辺の把握がきつとできていないんじゃないかと思っておりますけれども、全体の出荷量の中で何%かは必ず農協、JAに出さないで自家消費をしているというようなことはあると思えます。

それはなぜかという、やはり出荷手数料というのは、結構、何ぼかというのは聞いたことないんですけど、結構なもんだというんですよね。農協で出すところだけ取られちゃうんだよねって。そういうのはあるので、やはりこれは出荷手数料について補助をすることになると、自分たちが直売しているものは出荷手数料をとられませんからあれですけれども、そっちが安くなって、しかもわれわれはそれを町のために店を出してほしいんだよというようなことで目的を持っていますから、それにちゃんとして少しでも自家消費をしている部分を農協に出してもらえば、出荷量というのはきっと増えてくるんじゃないかなという考えを私は持って、この手数料についての補助も考えてもいいんじゃないかと思っているんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（山田日出夫君） 町長。

○町長（伊田 彰君） 今、出荷手数料の関係、ご質問ございました。

ちょっとですね、出荷数量、これ市場への出荷数量です。R5で6,500ケース、そしてR4が6,980ケース、出荷量的にいうと、これ8キロ入りの箱ということで、7%ぐらいが1年で減になってる。

出荷手数料については2.2%、ですから、現在の議員言われるように自家消費というか農協通さなくて流れている部分というのは、ちょっと大きくは把握できてないんですけれども、そういった部分も含めると現状でいくと6千万ぐらいなんですよね出荷額が。ですから2.2%で130万ぐらい。2.2%というのは、そんなに大きな数字ではないなという認識はしております。

○議長（山田日出夫君） 余湖君。

○8番（余湖龍三君） 2. 2というのは私は知りませんでした。もう少し取られているかなと思いました。

しかし、これは生産意欲プラス販売意欲、町民にメロンを出したいという意欲の問題にかかることなので、ぜひともそこら辺も補助するから、やっぱり町にメロンを増やそうというような気持ちを持つことが非常に大事なかなと思いますので、ぜひともこれは引き続き検討していただきたいと思います。

それで三つ目の提案させていただいています地域おこし協力隊によるメロンを中心とした園芸作物というようなことは、これは先ほどの地域おこし協力隊の問題とも共通するんですけども、これは可能だと思うんですよ本当にね。将来的に農業生産をやりたい方、そういう気持ちを持った方がメロンの栽培から入って訓子府に来て、それから始めて、3年間いるうちにいろいろな方向性を考えるというのは、地域おこし協力隊の考え方の基本ですから、そういう意味でいったら、私はそこまでしてでもメロンを守ってメロンを作っていかななくては、訓子府にとってはマイナス要素だと思うんですけども、もうまずは気持ちの問題ですよ。はっきり言って今回の施策自体がハウスのものしかなかったということは非常にプラスというか現状維持にも満たない。先ほど私が言いましたように満たない政策じゃないかと思うので、やはりもう少し町として一生懸命考えているんだよ。町長はここまで思い切ってやるんだよというような施策がほしいんですよ。ですから、今すぐどうのこうのじゃないですけど、ですから、来年度に対してメロンを作るような若者を募集しますよとか、そういうようなことの必要性は非常にあると思うんですよ。この地域おこし協力隊というのは、そういう部分でいったら訓子府にとっては絶対必要なメロン栽培のツールじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（山田日出夫君） 町長。

○町長（伊田 彰君） 地域おこし協力隊の園芸作物への活用という部分のご質問だったと思います。前段、ハウスのみでちょっと意気込み足りないんじゃないかというご意見もいただきました。現状、振興会で抱えている戸数でいくと44戸。まずは今の1次生産者を増反で所得を上げてもらいたいというのが一番、第1段階の思いでございます。

それといろいろ6月にご質問いただいた中で、さまざまなメロン農家の方とも少しお話をさせていただきました。そんなね、素人来てね、ポンポンとできるもんでないよ。パークゴルフやってたら雨降ったらすぐハウス管理しに行かなきゃならないんだよ。そういうことができるのかということと非常にそういう意味では、指導者がうんぬんというよりも、やっぱりこう素人ではなかなか難しいなというのは、実態としてはあるのかなと思っております。

ですから、まずもって、ちょっと地域おこし協力隊がどのような立ち位置に立つかということも含めてあるんですけども、そういった意味では、ちょっとなかなか素人というか、ポツと出の方には難しいかなというのが認識としてございます。

○議長（山田日出夫君） 余湖君。

○8番（余湖龍三君） それは間違いですね。今ものを進めるに当たって、メロンを作れる人が地域おこし協力隊で来て、作るのなら簡単な話なんです。簡単な話といいますか、そういう意欲がある人がいたら、メロンを作ったことあって、作れる人だったら、これは

町が今、地域おこし協力者として進めるんだとしたら、ゼロの人でいいじゃないですか。意欲のある方でいいじゃないですか。その方を3年間かけて育てるんですよ。将来メロン農家なり、玉ネギ農家になるかどうか分かりませんが、そのための手助けを町はすればいいですよ。本当にメロンを作って、今まで作っていた名人的なまだ元気なお年寄りがいるはずですよ。そういう方をきちんと世話して顧問として世話して、そういう組織に対してそれを育てていく。それが将来メロンをできる、メロンの生産につながる道じゃないですか。だから言っているんですよ。

そんなメロン屋さんに言わせたら、もちろんおまえ地域おこし協力隊をやってもメロンすぐ作れるわけない。作れるわけないですよ。私だって思いますよ。魚屋やっていたって、ポッと来た人に魚切ってくれと言えないのと一緒ですよ。それと同じですよ。こういうものはそういうことじゃないですか。

地域おこし協力隊というのは、そういう力を持った方が来るかもしれないし、どこかで作った方が来るかもしれないし、意欲だけあって、いや俺は将来メロン農家になりたいんだという気持ちを持った人が来るかもしれない、作ったことないけど。やっぱりそこが狙いで、どんな人材が来て、それが育っていくのかということが大事なことだと思うんですよ。

だからそう簡単にメロンなんか作れないよなんて諦めてしまうんだったら何でも一緒ですよ。協力隊なんかできないですよ。地域おこし協力隊、地域活性化、移住、それが簡単にできることじゃないのははっきりしてますよね。やはりなって、その町に来て、その中で、その地域とその物事に対して取り組んでいって、だから3年間あるんですよ。そういう中でやるんですから、そんな最初からメロンだから大変だからとか、こんなことを思っちゃ、こんなもの進まないと思いますので、ぜひとも、トータルの中で、伊田町長のメロンをなくしたくない。町民にとってメロンは大事なんだという意識を持った中で、施策をこれから考えていただきたいので、急いでいます。よろしくお願ひします。最後にどうぞ。

○議長（山田日出夫君） 町長。

○町長（伊田 彰君） さまざまなご意見もいただきました。そういった意味では、まさしく今の3年間の部分というのはまさしくそのとおり。ただ急いでいるけども、すぐにはなかなかできないというのも実態でございます。どういうスキームでやるのかということも含めて、そういった部分を大切にしながら、やっぱり来る方がどんな方が来るかということもありますし、そういった部分も大切にしながら、地域おこし協力隊については今後検討して、協力隊自体は今年度中にも募集をかけるような方向を出していきたいというふうに思っていますので、よろしくご理解いただきたいと思ひます。

○議長（山田日出夫君） 余湖龍三君。

○8番（余湖龍三君） 二つの質問を通じて地域協力隊が重なってしまいましたが、ぜひとも良い方向性で、早めの対応をよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で質問を終わります。

○議長（山田日出夫君） 8番、余湖龍三君の質問が終わりました。

ここで昼食のため休憩といたします。午後は1時から再開いたしますので、ご参集をお願ひいたします。

休憩 午前 1 1 時 3 4 分

再開 午後 1 時 0 0 分

○議長（山田日出夫君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次は、4番、吉野美香君の発言を許します。

4番、吉野美香君。

○4番（吉野美香君） 4番、吉野です。通告書に従い質問させていただきます。

高齢者ハイヤー利用サービスと地域交通について。

訓子府町では平成23年から高齢者の日常生活における町内移動の利便性を高めるため、高齢者ハイヤー利用サービス事業が実施されています。事業開始から約10年が経過し、たくさん的高齢者に利用されており、移動手段として、とても喜ばれています。

今後、本町はますます高齢化が進み、対象人数および利用回数の増加が予想されますが、この事業における課題について伺います。

1、令和元年度から的高齢者ハイヤー利用サービスの利用者数、利用回数および事業費の推移について。

2、対象年齢を引き下げて利用させてほしいと多くの町民の声を耳にしますが、どう考えるのか。また、課題はあるのか。

以上、町長に質問します。

○議長（山田日出夫君） 町長。

○町長（伊田 彰君） ただいま「高齢者ハイヤー利用サービスと地域交通について」2点のお尋ねがございました。

1点目に「令和元年度から的高齢者ハイヤー利用サービスの利用者数、利用回数および事業費の推移について」お尋ねがございました。

それぞれの推移を申し上げます。まず、利用者数は、令和元年度が352人、2年度が349人、3年度が358人、4年度は391人となっております。

次に、利用回数ですが、令和元年度が8,026回、2年度が8,456回、3年度が9,212回、4年度は9,529回であります。

最後に、事業費になりますが、令和元年度は791万9千円、2年度は848万2千円、3年度は873万7千円。4年度は938万5千円となっております。

2点目に「対象年齢を引き下げて利用させてほしいと多くの町民の声を耳にしますが、どう考えているのか。また、課題はあるのか」とのお尋ねがございました。

高齢者ハイヤー利用サービス事業は高齢になることに伴い、身体的な衰えが進み、自動車の運転操作への不安などから、自ら運転ができなくなることで、買い物をはじめとする日常生活を送る上での不安や不便さの低減を図ることを主な目的とした事業であります。

このことから、本事業の対象者の設定に当たりましては、自ら運転することに不安を感じ、運転免許の自主返納者が多くなる年齢層を想定し、75歳以上を対象者としたところであります。

参考までに、令和4年度の実利用人数は391人でしたが、利用者の年齢層を5歳刻み

で見ますと、80歳から84歳の114人が一番多い結果となっております。

また、北海道が行いました「運転免許自主返納に係る意識調査」においても、自主返納を検討する平均年齢は道東圏で81.1歳となっており、意識調査とも対象年齢層がおおむね一致していることから、高齢者ハイヤー利用サービス事業の対象者の引き下げは現状では考えておりません。

しかし、75歳未満の方でも、現行の移動を支援するための各種事業に該当せず、身体的な理由等で移動に関して日常生活に不便を感じている方も存在することが想定されることから、病気の特性や身体の状態なども含め、こういった支援が必要であるのか、庁内協議を進めてまいりたいと思います。

以上、お尋ねのありました2点についてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山田日出夫君） 吉野君。

○4番（吉野美香君） 利用回数や事業費も上がっていることを今、伺いました。

今のサービス事業では、利用券が1枚あったら同乗する人も利用できる設定になっています。例えば、3人乗車して1枚あれば、日出、柏丘を回って、例えば高園で降りる方が利用券を1枚使用し300円で利用できるという設定になっています。

また、対象年齢に満たない若い方が一緒でも途中で降ろすことも可能という設定になっています。

町民としてはとてもうれしいサービスなのですが、こうしたことにより事業費が多くなっていることなど課題はありませんか。

○議長（山田日出夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 今、課題について、事業費も上がっているということでご指摘いただきましたけれども、乗り合いの経過を申し上げますと制度始まった当初は乗り合いは基本的に認めない。その後も登録した方で登録証をそれぞれ出すといったようなルールから始まったところです。しかし、どうしても、利用時間が集中するというのもあって、平均2台前後でタクシーが回っているものですから、待ち時間がどうしても増えてしまうとか、それから利用枚数が少ない。最初48枚から始まったので、少ないということもあって、そういったことも含めて、乗り合いというものを認めた方がいいのではないかとということが経過としてございます。

また、大体乗られる年齢層も同じゲートボールでとか、こともあったので、同じ年齢層が乗ってらっしゃるということで、特に年齢層も撤廃していいんじゃないかということで始めたという経過がございます。

利用の目的からいいますと75歳以上の方の足の確保ということではあるんですけども、それ以外の方が利用されるという場合は、大きく拡大解釈にならないような範囲で運用していただけたらいいかなと思っております。

○議長（山田日出夫君） 吉野君。

○4番（吉野美香君） 現在の高齢者ハイヤー事業は75歳以上の方を対象としています。しかし、体が弱く運転ができないといった交通弱者はどの世代でもいますから、どの世代でも利用できる交通サービスが必要ではないかと考えます。タクシー事業で年齢を下げたいのですが、もしそれができないのであれば、せめて車を保有していない体の弱い人

に限定してでも通院のみだけでなく、買い物などにも利用できるように、今の事業を拡充することはできないでしょうか。

○議長（山田日出夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 車の持っていない方にも拡充できないかということだったんですけれども、なかなか足の確保という意味で、今、各種制度に該当しない方も最初の町長の答弁にもあったとおり、存在はしているのは想定できますから、そういったことは庁内でどういった制度設計がいいのかということ協議を続けていきたいと思っております。

○議長（山田日出夫君） 吉野君。

○4番（吉野美香君） 75歳以下でも、認知や病気などで車を手放す方はいると思います。今年の夏のように猛暑の中、歩いて買い物をするのも危険ですので、おそらく委託業者との関わり合いもあって、運転手が足りないなど、課題もたくさんあると思いますが、75歳という年齢でスパッと区別しないで、臨機応変にやってほしいと思いますので、その辺はぜひ前向きに検討していただきたいと思っています。

次に、近年、地域住民の生活維持に必要な足の確保として利用されるものに、バス・タクシー事業の代わりとしてデマンド交通というものがあります。デマンド交通を実施している自治体がありますが、成功しているところもあれば、事業がうまくいっていない地域もあり、課題はあるようです。

しかし、訓子府町のような過疎地域は車がないと生活が不便な地域です。健康で車を運転できているうちはいいのですが、不健康になったり、生活が苦しく乗用車を購入できなくなると移動が難しくなります。

やはり地域交通は、どの世代にも利用できるといった住民の足を確保していくことが大事ではないかと思えます。

例えば、利用者は予約を入れてAIを活用し、指定の時間にお迎えして指定した場所へ送迎できるシステムです。高齢者の方も電話して事業担当の方がオペレーター、オペレーターがパソコンに入力を行って、AIがリアルタイムで車両の配車や運行指示をして最適な乗り合わせをできる、行うことができます。

75歳以上は、今のサービスを継続して、他の世代に対応できる新たな事業展開を図っていくことはどうでしょうか。今後検討してほしいですが、そのことに対して何か考えがありましたら、よろしくをお願いします。

○議長（山田日出夫君） 町長。

○町長（伊田 彰君） 今、デマンド交通等の地域交通の関係のご質問いただきました。

実は、この制度の23年からでしたけども、その前にデマンド交通、試行ですけど実証実験やった経過がございまして、その際は、やはり今言われているところはあるんですけども、どうしても同乗することがなかなかうまくいかない。非常にこう、隣近所は本来は仲いいんですけども、どうしても隣の人とは一緒に乗りたくないというところもあって、非常に低調な結果に終わりました。

それで23年当初は本当に48回で、先ほど言った同乗しても1人1枚ずつ出す。若い方と同乗はできないとか結構しぼりがきつくて、使い方が非常に、逆に夫婦でもらっている方々は夫婦で使えるんだからすごく有利だという、いろいろ意見もいただいた中で、今

の形になっているっていうことは、ご理解いただきたいと思います。

最近のAI系とかも含めて、そういった意味では、あるんですけども、いかんせん台数が2台というところで、くるくるくる回る状況もございますので、タクシー会社の存続は、逆に言うと、先ほど議員も言っていた本当の体の弱い方、福祉サービスの一環で、北見の病院への輸送をしているサービスもタクシー会社で請け負ってやっていますんで、そこはもう丸一日、北見の病院に行って戻ってくるだけというような制度設計になってます。

もっと言うと障がい者の部分のタクシーチケットに限らず、燃料費の補助券を出してやっている事業もございますので、身障と本当の部分でいう動けない方の部分については、今はある程度充足している。ただどうしてもグレーのゾーンっていますんで、それは先ほどの答弁にあるとおり、今後協議していきたいというふうに思っています。

もっと言うと上士幌では、無人のデマンドバスを巡回させてやっているということもあるんですけども、どうしてもオペレーターは必ずいるっていうことなので、そういった意味では、ちょっとそういう実証実験をやっているとこの情報も聞きながら研究はしてまいりたいと思っております。

○議長（山田日出夫君） 吉野君。

○4番（吉野美香君） やっぱりデマンド交通にもさまざまなタイプが存在して、やみくもに購入をしてもうまくいかない可能性というのもあります。

地域の特性や移動の需要やその背景などをきちんと分析した上で妥当性がある判断を行うことが重要だと思っております。その地域で生活する住民にとって、本当に使い勝手のよい交通手段といえるのかという観点から検証していく必要もあります。せっかく導入しても、町民に使ってもらえなければ意味がないので、訓子府町に見合ったものを何か考えてほしいなと思っております。

訓子府町には75歳以上にはドアツードアの最高級のハイヤーサービスがありますので、たくさんの課題はあると思えますけれども、訓子府町に合った方法で検討をお願いしたいと思っております。

最後に、札幌市などの都市部は、市内のどの地域にいても交通体系がしっかりしていて、中心部まで移動を容易にできます。でも、訓子府のような過疎地域は自家用車がないと生活ができないところです。どの世代でも、ちょっとした買い物などの用事でも、交通サービスを利用できるようになれば、地域が発展するのではないかと思います。

今回、高齢者ハイヤー利用サービス事業の内容と課題をお伺いしました。あと「どの世代でも利用できる交通サービスの事業を検討しませんか」と提言させていただきました。町長からは今さっき言ったからいいですね。それでは私のハイヤー利用サービスと地域交通についての質問を終わります。

次に、スポーツ少年団と中学校部活動について。

訓子府町のスポーツ少年団は、野球、バレーボール、サッカー、陸上、剣道、水泳、スキー、スケートの八つの少年団があり、本年度の全ての少年団の団員数は約200名です。

現在、訓子府小学校、居武士小学校の児童数は合わせると228名なので、複数の少年団を掛け持ちしている児童がいると思えますが、令和3年度全国のスポーツ少年団加入率は7.8%と言われておりますから、訓子府町の少年団入団率はとても高く、子どものスポ

一ツ活動がとても盛んな町であると言えます。

少年団の関係者に少年団運営についてお話を伺ったところ、いくつかの課題を持ち合わせていました。

その中で特に指導者の確保について伺います。

1、スポーツ少年団活動の実態と活動にあたる指導者の現状をどのように捉えているか。

2、今後、教員の指導者としての人材確保は難しいと考えます。少年団は専門的な知識が必要なことから、指導者確保と支援をどのように考えているのか。

3、スポーツ少年団の指導者が中学校部活動の指導を引き受けるなど、地域との連携による部活動運営を進めることについて、どのように考えているのか。

以上、教育長に質問します。

○議長（山田日出夫君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） ただいま「スポーツ少年団と中学校部活動について」3点のお尋ねがありましたので、お答えをいたします。

1点目の「スポーツ少年団活動の実態と活動にあたる指導者の実態をどのように捉えているか」とのお尋ねがありました。

本町の令和5年度における少年団活動をしている団体は、KL野球少年団、サッカー少年団の銀河ジュニアF.C. 2002、バレーボール少年団、剣道少年団の尚武館、居士スケート少年団、スキー少年団、水泳少年団、陸上少年団の8団体があり、全団員数については176名となっています。

吉野議員がおっしゃるとおり、全国ではスポーツ少年団団員の約9割を占める小学生において、加入率が約1割と言われている中、本町の少年団では一部にスキーと水泳のように複数団体に加入している団員もおり、小学生の約6割以上の子どもたちがスポーツ少年団に加入しており、その数字は極めて高く、子どもたちのスポーツ活動が盛んな町と言えます。

しかし、10年前の全団員数を見ますと224名であり、ここ10年間のうちに少子化により約2割の団員数が減少しております。一方、指導者数については、ここ10年間は約70名とほぼ横ばいで推移しておりますが、指導者の高齢化や固定化などの問題を抱えながら活動を行っています。

2点目の「少年団の指導は専門的な知識が必要なことから、指導者の確保と指導者支援をどのように考えているか」とのお尋ねがありました。

令和5年度の調査では、指導者数が全少年団合わせて69名が登録しており、そのうち30名が登録をしているスキー少年団を除けば、指導者は1団体あたりで平均5名となっております。また、年代の構成については20歳代が5人、30歳代が15人、40歳代が20人、50歳代が13人、60歳以上が16人となっており、最近はや若い指導者の登録が少なく、高齢化や固定化が進んでいる傾向にあります。また、その中でも、女性指導者は12人で、水泳少年団・スキー少年団に集中しており、全体的に女性指導者が少ない状況にあります。

また、少年団活動の多くは、平日の午後4時から活動をはじめる団が多く、指導者の多くはそれぞれ仕事を抱え、平日の夕方の時間帯に出役できる指導者は足りない傾向にあります。このことは本町に限らず、全国的な課題であり、どの町でも指導者の確保に苦労し

ているところです。

指導者の養成につきましては、各少年団の指導者間で自主研修やミーティングを行うなど、それぞれの少年団が積極的に行っているところですが、教育委員会としましても単独事業として「社会体育関係指導者派遣費に関する助成」を設け、少年団指導者が日本スポーツ協会スポーツ少年団の認定する指導者資格取得や、それぞれの競技種目の専門指導者資格取得に対して支援を行うなど、指導者の養成や資質向上を図っております。

今後のスポーツ少年団の指導者の確保と支援につきましては、それぞれの競技での専門性や就労状況、社会環境によって大変厳しい状況にあります。スポーツ少年団本部役員や各少年団指導者、団員の保護者などの情報交換や交流など連携を図りながら、子どもたちの豊かなスポーツ環境づくりに努めてまいります。

3点目に「スポーツ少年団の指導者が中学校の部活動の指導を引き受けるなど、『地域との連携による部活動運営』を進めることについて、どのように考えているか」とのお尋ねがありました。

現在の中学校の部活動につきましては、生徒の意欲向上、さらには、資質・能力の育成、体力の向上や情操の涵養、健康増進につながる大切な活動である観点から、学校教育の一環として位置付けられており、中学校の教職員が顧問などとして指導を行っています。

お尋ねのありましたスポーツ少年団の指導者が、中学校の部活動の指導を行うとしたら、競技などの専門性がある教職員がいなく、部活動を担う指導者がいない場合などに中学校中学校からの要請により、スポーツ少年団の指導者などが外部指導者としての立場で参加することになりますが、現時点では町内中学校の部活動は専門性のある教職員もいることから、全ての部活動で教職員が指導を担っているところです。

これからにつきましては「部活動の地域移行」や「教職員の働き方改革」などにより、部活動指導者の確保が大きな課題でもあり、スポーツ少年団指導者も含めた指導者の担い手確保について、地域や関係機関・団体と連携を図りながら進めていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、お尋ねがありました3点についてお答えいたしましたので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田日出夫君） 吉野君。

○4番（吉野美香君） 本町はスポーツ活動をする児童が多く、こうしたことは本町は児童のスポーツ活動に熱心な保護者や多くの指導者がいて、少年団活動に関わってきたからだと考えますし、教育委員会も他の市町村より多くの支援をしていることが分かりました。

本町のスポーツ少年団は八つの団体がありますが、全道大会を目指す競技の少年団もあれば、スキースポーツ少年団や水泳スポーツ少年団のようにスポーツ教室的な活動をしているところもあって、どちらかという運動があまり得意でない子でもスポーツ活動が楽しめる環境であるということが分かりました。

さらに、少年団の活動の指導者に過去から多くの小学校の教員が関わってきただけでもあって、学校とスポーツ少年団が連携してうまく活動ができていたと考えます。各スポーツ少年団の指導者は、ほぼ仕事を持っており、平日の少年団活動には指導者がいないので大変であるという話を聞きました。児童の活動ですから夜に活動するというわけにはいかず、やはり小学校が終わってからの夕方の活動になりますので、指導に関わる方がいな

いのが現状だろうと考えています。平日の夕方に指導者がいない中で、保護者が交代で子どもの練習を見守っている団体もありますが、スポーツは、けがとか危険が伴うものなので、見守りでも保護者の責任が重いですし、直接活動に関わる指導者がいた方がいいと考えます。夕方の週1回くらいなら、少年団員の見守りも兼ねて指導してもいいよと言ってくれる人もいるかもしれません。

ここで再質問します。

スポーツに理解がある方で、平日の夕方に少年団活動を手伝ってもらえる方を教育委員会とスポーツ少年団本部が連携して指導者を発掘し、活動内容などを各少年団にマッチングして、できれば広報誌やホームページなどで募集をかけるなどして、行政が指導者を少年団活動に派遣する取り組みなどは考えてみませんか。

○議長（山田日出夫君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 今、少年団の確保の部分でお尋ねがありました。

まず、スポーツ少年団活動の意味合いという部分でいえば、スポーツ少年団は学校活動ではないので、あくまで自主的な活動の中でしているというのをまずご理解をいただきたいと思います。

そのような中で、答弁申し上げたように、やはり指導者を確保するということが今大きな課題でどのスポーツ少年団も。そういうところは現状としてはあるということとは認識しているところであります。

それで、このスポーツ少年団の活動の中で私自身、何が大きな、スポーツ少年団の確保する中で大きな要因という部分は、一つは活動する場所の確保、環境というんですか、例えば、屋外のスポーツであれば、例えば夜間照明があれば活動の時間が今ではないということもできたり、そういうところもある。それと一例を挙げると、先ほど水泳少年団とかスキー少年団の話も出ましたけど、あそこはそういう照明があるから、時間帯としてはそういう例えば6時とか7時から活動を始めているという実態があるということで、まず一つは、スポーツ活動をする場所の環境をどうなのかというのが一つと、それからやはり活動の時間の部分をどう考えていくかということだと思います。そのような中で指導者となるべき人がやっぱり働いている人がほとんどでございまして、実態としては先ほど言ったように、大体4時から4時半から活動を始めて、実際、お仕事が終わってから指導者が来るのが5時とか5時半ですので、その期間を今、現状は保護者が見守っているという状況だということで、潜在的なスポーツ、そういう指導者がいるという状況もあると思います。そのような中で、今後はスポーツ少年団やそういうところと連携しながら、例えば少年団バンクみたいな形をとりながら、今後そういうところを検討はしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（山田日出夫君） 吉野君。

○4番（吉野美香君） そのようによろしくお願いします。

次に、教員の働き方改革ということで、中学校の部活動の指導は、今後、地域移行化が進められようとしています。

昨年の第4回定例会で、泉議員の一般質問の回答で、教育委員会は管理課、社会教育課、学校、スポーツ、文化団体などで構成する中学校部活動のあり方プロジェクト委員会を立ち上げ、生徒や保護者、学校、スポーツ文、化団体などの関係者の意見やニーズを聞きな

がら、訓子府スタイルの部活動のあり方を検討していくと回答しています。

新しい年度になり、委員会がどのように進んでいるのか、意見などがどのように出ているのか、もしありましたら教えていただきたいと思います。

○議長（山田日出夫君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） まず、今、国が進めています中学校の部活動の内容について、まずお話をさせていただきたいと思いますが、少子化で部活動が学校単位で運営が困難になることや、部活動の教員の長時間労働化が要因になっていることから、地域移行ということを進めることを目的としているということで、その中で、まずは休日の部活動を令和5年、今年度から7年度の3年間で達成するということが今盛り込まれている状況でございます。

吉野議員がおっしゃったように、本町での部活動のということで、プロジェクト委員会を立ち上げることでいろいろな可能性も含めた中で進めようということで、泉議員のご質問のときにお答えをしたんですけど、実際、状況としましては、全国、全道、管内的に見ましても、いろいろ部活動の地域移行にあたる大きな問題は、その受ける受け皿だったり、指導者の確保だったり、保護者などの負担、金銭的なものもあるし、時間的な確保ということが大きな問題が取り上げられており、特に現在進んでいるのが都市部の中では多少は進んでいるんですけど、いろんな課題がある中で、どうしても小規模自治体というのは進んでいない状況が今、見受けられるということもあって、その中で教育委員会としては、そういう先進的な事例を見ながら、訓子府スタイルの部活動の地域移行というのがどうあるべきかということを中心に今検討しているところで、今後そういう関係団体とか関係者を集めた何らかの組織を立ち上げて、実際、主体的になるのは、生徒や児童ですので、それらの意向を踏まえたり、どういうあり方がいいかということは今後進めようというふうに今思っているところです。

○議長（山田日出夫君） 吉野君。

○4番（吉野美香君） そのことに関しては、これから徐々に進めていっていただけたらいいと思っています。

次に、スポーツ少年団活動は多くに小学校の教員がボランティアで指導に関わってきてくれました。だからこそ、小学校も少年団活動に協力的であり、活動しやすい環境や場所も提供していただきました。教員の働き方改革について、確かに教員の本分は授業の準備、時には生徒のケアに取り組むものであり、指導に携わった教員は土日関係なく大会に参加するなど、多くの時間が少年団活動にとられていることから、今後は難しいということは理解するところです。

同じく、中学校の部活動も今後地域に移行することが目前で、将来的にはスポーツ少年団の指導が部活動を担うことも考えられます。仕事を持ち合わせている一般の方がするのも、なかなか大変で難しいと考えます。

それで、今後は外部から専門的な指導者に招聘し、報酬の面でも支援することに目を向けることも必要になってくるのではないと思いますが、そのことに関してはどう考えていますか。

○議長（山田日出夫君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 今、小学校の先生に関わるスポーツ少年団活動の中でのお話も

いただいたので、実態のお話をまずしたいと思います。

実際、特にうちの町の少年団の中では、バレー少年団、野球少年団、サッカー少年団が学校の先生が指導者を担っていたというのが今までの経緯でございます。

それでこれは全国的な話なんですけど、吉野議員がおっしゃる働き方改革が指導者がいなくなった現場かというふうではなくて、教員を目指す、教員数も減っている状況と、もともと専門性を持った、学生時代とか、そういう競技をしてこなかった方が多くなったことにより、実際担う方が少なくなっているというのが現状だと。特に専門性がある、そういう今言ったような競技については、特に管内的な状況を見たら、ごくわずかな方が実際、指導者に携わっているという状況だっているのが、まずご理解をいただきたいと思います。

それと、今、吉野議員おっしゃるように、今後、中学校の部活動の地域移行と私自身も少年団の指導者の確保というのが同じような部分で課題だと思っていますので、それらを含めた、先ほど言ったように、どうそれを指導者を確保していくというものが大きな一つですので、今後の中身を協議する中での選択肢の一つとしては、その辺のところも考えていかなきゃならないというふうに考えているところです。

○議長（山田日出夫君） 吉野君。

○4番（吉野美香君） 指導者がいないなどの環境の変化によって、児童や生徒たちがスポーツをする機会が減少してしまうということは、とても残念なことです。今後もスポーツ活動は、これからも地域で支えてあげたいと思います。

教育委員会は今まで少年団活動にあたり協力的にご支援していただき、その点について、どこのスポーツ少年団も感謝していました。

今後、児童たちがするスポーツ活動、また、文化活動についても同じことだと思いますが、子どもを育てる、経験させるという観点で、大人は携わっていかなければならないと思っています。

訓子府町の大切な子どもたちを町民みんなで守り、慈しみ、心身ともに健康に育つようにしていかなければならないと思っています。これからもさらなる協力と支援をお願いしたいと思います。子育てするなら訓子府という点で、これからも移住・定住対策にも役立つかもかもしれませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後に、教育長の方で何か考えがありましたら感想でもいいのでよろしくお願いします。

○議長（山田日出夫君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 今、少年団活動に関わらず、子どもの健やかな成長のために、そういう活動は必要だというお話をお承りしたんですけど、私もそう思っていて、集団活動の中で、いろいろその力を発揮するという部分は、自主性が出たりとか協調性とかさまざまな力が身につくということもありますので、スポーツに限らず、文化活動も含めた、子どもたちの環境づくりについて、教育委員会としては、よいよりよい環境づくりに努めてまいりたいというふうに思っていますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（山田日出夫君） 吉野君。

○4番（吉野美香君） これで私の一般質問を終わります。

○議長（山田日出夫君） 4番、吉野美香君の質問が終わりました。

ここで午後1時50分まで休憩といたします。

休憩 午後 1時40分

再開 午後 1時50分

○議長（山田日出夫君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次は、2番、渡邊智大君の発言を許します。

渡邊智大君。

○2番（渡邊智大君） 2番、渡邊です。通告書に従いまして、一般質問をさせていただきます。

LGBTQ+（性的少数者）も住みやすいまちづくりについて、町長と教育長にお伺いします。

令和4年3月の定例議会の泉議員の一般質問「性的少数者（マイノリティ）に関する本町の認識について」で当時の町の認識としてパートナーシップ制度導入は国や他の自治体の動向を見極めて検討するという旨の答弁がなされました。

それから1年6か月が経過し、本町では「誰一人取り残さないまちづくり」を掲げた伊田町政がスタートし、全国的にはパートナーシップ制度を導入する自治体が人口ベースで60%を超え、各社世論調査で同性婚を認めることに賛同する人が半数以上となるなど（2023年2月FNN世論調査、2023年5月共同通信世論調査など）多くの変化が起きました。

これらを踏まえて、次の点について伺います。

- 1、本町での「パートナーシップ制度・ファミリーシップ制度」導入の考えは。
- 2、教育現場での性的少数者に関する学習機会や悩みを抱えたときの相談体制は。
- 3、町民の理解促進を図る機会を作る考えは。

以上です。

○議長（山田日出夫君） 町長。

○町長（伊田 彰君） ただいま「LGBTQ+も住みやすいまちづくりについて」3点のお尋ねがございました。教育長へのお尋ねもございましたが、私の方からお答えをいたします。

1点目に「本町でのパートナーシップ制度・ファミリーシップ制度導入の考えは」とのお尋ねがございました。

議員が言われるとおり、この1年6か月の間にLGBTQ+を取り巻く環境に多くの変化があり、今年6月には「性的指向およびジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」いわゆる「LGBT理解増進法」が施行され、地方自治体においても理解増進に関する施策の実施に努めるよう規定が設けられています。

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とするこの法律の基本的な考え方には、私自身も共感するところであり、一自治体として果たすべき役割を担っていかなければならないと考えております。

お尋ねのありました「パートナーシップ制度」は各自治体でルールを定めて導入している制度で、基本的にLGBTQ+のカップルを自治体として公的に認定する制度であり、その子どもや親も対象とする制度を「ファミリーシップ制度」と定義している自治体もあるようです。

全国でこれらの制度を導入する自治体は、令和4年1月の時点で147自治体でしたが、現在はその倍の数に近づいている状況にあります。一方、道内で導入する自治体は今年4月の時点で8市にとどまり、管内では北見市のみとなっているほか、北海道という単位での導入も行われていないなど、道内ではやや遅れている現実もあります。

本町といたしましては、LGBTQ+のカップルなどの権利を保障する社会の実現に向けて、パートナーシップ制度等の導入について、道内全体や近隣自治体の動向を注視しながら、具体的な検討を進めたいと考えております。

2点目に「教育現場での性的少数者に関する学習機会や悩みを抱えたときの相談体制は」とのお尋ねがございました。

「LGBT理解増進法」では、学校においてLGBTQ+についての児童生徒への理解の増進や教育環境の整備、相談機会の確保を行う努力をし、知識の普及に努めることになりました。

各学校におけるLGBTQ+に関する学習機会については、道徳や総合的な学習の時間などにおいて、差別や偏見のない社会の実現に努めることや、広い心で自分と異なる意見や立場を尊重することなど、多様性を認め合う学習に取り組んでいるところです。

また、教職員については、研修や道教委などからの資料を通じてLGBTQ+の理解と支援のあり方や対処方法などの共通認識を図っているところでございます。

これまで各学校などにおいて、LGBTQ+などの児童生徒や保護者からの相談は寄せられておりませんが、子どもたちが日常生活において悩みや困難を抱えていることが心配されることから、一人一人が相談しやすく、安心して過ごせる環境づくりが大切と考えております。

これからも、LGBTQ+なども含めた児童生徒一人一人の悩みを受け止め、本人や保護者の意向に寄り添った対応を図るよう、引き続き関係機関などと連携した教育相談体制の充実に努めてまいります。

3点目に「町民の理解促進を図る機会を作る考えは」とのお尋ねがございました。

日本の民間団体が行った調査では、LGBTQ+の割合について13人に1人の割合で存在すると言われております。

LGBTQ+という言葉の認知度は、2020年東京オリンピックの開催時にLGBTQ+に対する理解を深めるための動きや教育プログラムに組み込まれたことで、若年層への認知や理解が進んでいる傾向にあると思われませんが、性の多様性についての意味を知らない、聞いたことがないなど、認知度は低いという調査結果もあります。

LGBTQ+が13人に1人の割合で存在するというのであれば、私たちの生活の中でも身近な学校や職場にいて、自分の中にある違和感や人にうまく表現できなくて、声を上げることができない方も潜在的にいるものと思います。

また、最近の国内調査によりますとLGBTQ+の若者の自殺リスクが高いことが明らかになったという報告があります。

LGBTQ+の方は、幼少期から成人に至るまでの間に、学校や職場でいじめの被害や偏見、差別的な発言や配慮の欠けた対応を受けるなど、数多くの生きづらさを抱えていると言われております。

LGBTQ+の方が一人で苦しむことのないよう、理解者を増やしていくことが求めら

れています。

制度の充実も含め、性的指向や性自認など多様な性について正しい知識を持ち、理解を深め、状況に応じた適切な言動ができるよう、人権擁護や学校教育、自殺対策の担当部門とが連携して、研修会の企画や広報等での周知等、普及啓発に努めていきたいと考えております。

以上、お尋ねのございました3点について、お答えいたしましたので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田日出夫君） 渡邊君。

○2番（渡邊智大君） 今回の今、町長からの答弁で具体的な検討を進めたいということで、個人的にはもう少し踏み込んでほしかったなというところはあるんですけども、一歩進んでいるのであればありがたいなと思います。

まず、このLGBTQなどの性的少数者についての社会制度の課題などに取り組むことの意義について、傍聴してくださっている方だったり、中継をご覧になってくださっている方々にぜひ知っていただきたいんですが、まず、LGBTQ+などの性的少数者、セクシュアルマイノリティとも言いますが、先ほどの答弁であったとおり、13人に1人と呼ばれていたり、調査によってばらつきはあるんですけど、13人から10人に1人ぐらいパーセンテージだと7%から10%ぐらいと言われていています。なので、人が10人集まれば1人ぐらいいるのが自然な状態ということも考えて取り組んでいくべきものでもありますし、だからと言って、ほかの9割の方に関係ない話とも思われることもあるんですけど、男らしさだったり、女らしさだったりという性的な規範に関する生きづらさということであったり、ひいては僕の前回の一般質問でお話しさせてもらった家庭内での家事、育児の分担といったところにもつながるジェンダー問題ですので、こういった本当は一部の人だけの問題ではなくて、社会全体で共有すべき問題であるというのは、ぜひとも理解していただきたいですし、私が大学3年生のときにボランティアとして参加した関西クィア映画祭というセクシュアルマイノリティに関する映画祭に参加したんですけど、当時のテーマが「枠をこわしてワクワクする」というタイトルで、本当に今お話したように、無意識のうちにセクシュアルマイノリティに該当する人でなくても、無意識のうちに男女の枠とかにとらわれてしまっているような生きづらさ、そういうことに関して枠を外して考えてみようというテーマでした。ということで、セクシュアルマイノリティの人たちにとっても暮らしやすい社会づくり、まちづくりというのは、本当にその一部の人たちというわけではなくて、みんなにとって、多くの人にとって暮らしやすい環境づくりであるということを理解してもらって、今回の私の一般質問も聞いてもらえればと思います。

先ほども言いましたとおり、具体的に進めていくということでしたけれども、どういうところで具体的に考えているか教えていただければと思います。

○議長（山田日出夫君） 町長。

○町長（伊田 彰君） 現段階では、管内でいえば北見市、いろいろ渡邊議員の一般質問を受けてから、いろいろちょっと勉強させていただきました。そういった意味では、北見は他の6市と連携して、そういう意味では、宣言した者が他の6市に居住というか、引越したときも有効に機能するというようなところがあるようです。

そういった意味では、非常に今言われる10人に1人というような問題提起がございます

けども、非常に広域的に取り組むべきじゃないかというのがありまして、ただ、われわれとすると定住自立圏という形、ちょっと答弁でも述べたけども、北海道自体がちょっと動きがあんまりないような状況もございますので、ちょうどよく昨日、扶養手当の関係の判決が出されました。そういった意味では、婚姻関係って何なんだというところも含めて、東京では支給されるけど、北海道では支給されないよというようなところも含めてあるんで、もっともっと大きなレベルで、国はもう法律で理解しれよという法律なんで、そういう意味では、生活に関するものってまだ出てないんで、ただ、やっぱりそういうカップルに対して公営住宅が借りれないとか、そういった不具合というのは当然あるんで、それは直していかなきゃならないのかなというの思っております。

○議長（山田日出夫君） 渡邊君。

○2番（渡邊智大君） 今、北見市の話だったり定住自立圏、道の動きについてもお話がありましたけれども、僕今回いろいろ調べている中で、香川県が確か県としてはないんですけども、各自治体で導入して行って、最終的に全市町村でパートナーシップ制度あるという状況にもなっているんで、本当に実際に道として全体で使えたりとか、もっと言えば国として同性婚を認めるであったり、もっと議論深まる、制度としての使いやすさを考えれば、そういったところ深まっていけばと思うんですけども、国、道の動きというところばかりではなく、ぜひとも訓子府町としても導入していけば、実際に埼玉県の横瀬町だったり、神奈川県清川村というところだったり、人口1万人以下の小規模な自治体でも独自に制定しているところありますので、せっかくいろいろ普段から転出入も多かったり、通勤している人も多かったりって推移している北見市の方で導入していて、北見市の方でも積極的に他の市との連携も進めているところなので、ぜひぜひ同じように進めていってもらえればと思うんですけども、再度何かあればお願いします。

○議長（山田日出夫君） 町長。

○町長（伊田 彰君） 先ほど広域ということで、うちでとりあえず広域というのは定住自立圏ないし、オホーツク管内というところで、そういった意味では、たまたまですけど、今、上川の7市町が広域でパブリックコメントを実施している。旭川市含めてです。そういった意味では、そういうような取り組みが今後出てくるのかな。そういう意味では、小さい単位ですけど、定住自立圏の単位から始めていくことがそなのかな。特に北見とは年間にしますと30人程度の行き来がありますので、転出入ですけど、そういった意味では隣町からちょっとやっつけていかなきゃならないのかなというのちょっと思っています。

○議長（山田日出夫君） 渡邊君。

○2番（渡邊智大君） ぜひ北見市がベースになると思いますけれども、連携を含めて進めていってもらえればなと思います。

小項目、二つ目の学校教育の現場での対応についてお伺いします。

2016年の調査なんですけど、宝塚大学の日高教授という方が行ったセクシュアルマイノリティの当事者約1万5千人に行った大規模な調査では、セクシュアルマイノリティの当事者の58.2%が小中高校の学生時代にいじめを受けたという回答をしていたり、またNPO法人リビットってところの2022年に行った調査では、セクシュアルマイノリティの中学生の不登校率が22.1%、高校生だと14.9%ということで、20年に文科省の行った全生徒の不登校割合が、それぞれ4.1%、1.4%でしたので、それ

と比べてそれぞれ5倍10倍とかなり高い結果となっています。セクシュアリティに関する周囲の人たちの無理解だったりということによって、セクシュアルマイノリティの人たちが充実した学校生活を送りにくくなっている状況というのが実際あると思います。

教育現場での今回の対応ということで、実際に、まず授業の関係ですと道徳だったりっというところで、広い心で自分と異なる意見や立場を尊重するなどの多様性を認め合う学習に取り組んでいるというところではあったと思うんですけど、ちょっとごめんなさい言葉尻とるみたいであれなんですけれど、広い心で自分と異なる意見や立場を尊重するというと、あくまで、生徒たちがマジョリティ側であるような、単純にこの文面だけですけど、実際にどういう授業を行ってるのかというところ、僕はそこまで勉強してないんで分からないんですけど、という感じにも受け止められかねないなと僕はこの今の答弁を聞いていて思って、実際に10人に1人程度いるということで、教室にも実際にいるということも前提にして、教職員の方々もしっかり相談していいよって、そういう人たちがいるよっていう形の授業じゃなくて、しっかり何か困ったことがあれば、セクシュアリティに関する相談もちゃんと受けますよというところのアピールというところも必要だと思うんですけども、実際のその学習の現場でどういったことが行われているのか、教えてもらいたいと思います。

○議長（山田日出夫君） 教育次長・管理課長。

○教育次長・管理課長（高橋 治君） ただいま、学校現場でどのような教育内容が行われているのかという質問だったかと思えます。

回答書と重複する部分もございしますが、実態的には先ほどお話をさせていただきました道徳ですとか、総合的な学習、加えて、保健体育の授業などでも徐々にこうしたことの学習内容が出てきているような状態です。

相談体制につきましては、先ほど来からも回答に述べておりますが、LGBTQに特化したというのではなくて、子どもの心に寄り添って、子どものいろんな部分での相談をしやすいような環境を教職員含めて、他の相談窓口も含めて、対応しているということで、ご理解をいただければなと思えます。

学習指導要領上は、このLGBTQについては、まだきちんとした明言はされていないところですが、今年度の法律改正の中でも理解を進めるということでは、来年、小学校の教科書が一部改訂になります。中学校はその翌年になると思うのですが、小学校の教科書の中では保健体育とか道徳の中で一部LGBTQに関わる部分、本当に少しなんですけど、今まで例えば表現的には好きな異性がいるというような表現を好きな異性や好きな人がいるというこういうような言葉も含めて少しずつ変わってきているような状況になっていますので、その辺を含めて、教職員の中でも独自に研修、それから道教委からの資料も含めて性的マイノリティについての理解を、まずは教職員も含めて理解をしないと子どもたちには伝えられないということもありますので、そのような状況で今進めているというところでございますので、ご理解願います。

○議長（山田日出夫君） 渡邊君。

○2番（渡邊智大君） 教科書の方で今後整備されて変わってくるというところでしたけど、やっぱり一番怖いのがやっぱりインターネット上とかで誤った情報とかに触れてしまったり、実際に今回調べてる中で、実際にいらっしゃった方として、調べたらセクシュア

ルマイノリティだと30歳で死ぬという情報、なんか変な情報ですけど、見つけてしまって、それですごいショックを受けて、ますます孤立してしまったという方もいらっしゃるという話を目にしましたので、誤った情報とかに触れる前にしっかりと学校として正しい情報を伝えることをしてもらえればと思います。

また、先ほどまでちょっと相談の話をしましたけれども、先ほど紹介したのと同じリビットってところの調査では「保護者に相談できない」と回答したセクシュアルマイノリティの学生が91.6%、「教職員に相談できない」という回答した学生が93.6ということで、9割以上の方が、親にも学校にも相談できないという状況があります。そこでやはり先ほど言いましたとおり、身近な先生が相談していいよという体制を作ることも、もちろん大事なんですけれども、やはりちょっと違った立場の方が相談、まず最初にしやすいということもあると思います。その中で本町の場合ですと教育専門員の方々、教職経験ある立派な方々いらっしゃいますので、そういったところで、セクシュアリティに関して、基本的に保護者だったり生徒さんの学習に関する相談が主だとは思いますが、セクシュアルマイノリティ、セクシュアリティに関する相談等も対応しているのか。もし対応してるならアピールしてもらいたいと思うので、その辺いかがでしょう。

○議長（山田日出夫君） 教育次長・管理課長。

○教育次長・管理課長（高橋 治君） ただいま、教育相談体制のことについてのご質問だったかと思います。

教育専門員の方で常駐しておりまして、相談をいろいろと受けているということでもあります。当然こうした問題に対しても相談を受けて対応していくということもありますが、教育専門員だけでは対応できない部分も出てくるかと思いますが、その辺は関連するような機関、団体、専門職員とも連携を図りながら対応していくことになるかと思いますが、ご理解願います。

○議長（山田日出夫君） 渡邊君。

○2番（渡邊智大君） 今、ちょっと今、回答漏れがあったのか分からないんですけど、本当にぜひともしっかり、相談できるなら相談できるということをアピールして、しっかり明記しないとやっぱり子どもたち実際に自分がそういう該当するかもしれないという悩みを抱えた時に、相談する場所がなかなか見当たらないということにもなってしまうので、教育専門員としてそういった対応もしますということでしたら、そういうことも周知していく必要があると思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（山田日出夫君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 潜在的にそういう悩むお子さんが13人から12人、7から10%いるというのが現状だということで、現在、それに特化した相談というのは、各学校においては無いんですけど、そういう状況もあるということ踏まえながら、教職員や学校全体で相談しやすい体制づくりというのが今、作られているような状況だというのがまず一つなんですけど、それと教育専門員のお話もされて、確かに身近にいる保護者や教職員の相談というしづらいということもあるのかもしれないし、その中では違う立場の教育専門員などの立場での相談というのはしやすいということもあると思います。現実としては、教育専門員が各学校を回って、月ちょっと忘れたんですけど、1、2回は教育相談の日というのを設けて、その中身をどんなことでもいいから相談してくださいというこ

とで、児童生徒や保護者に向けて情報としては流していますので、その辺も含めたことを注意しながら、教育相談体制に向けて充実を図っていきたいと思っております。

○議長（山田日出夫君） 渡邊君。

○2番（渡邊智大君） 教育相談の日ということ、ただちょっと、また言葉尻とるみたいですが、教育相談の日と聞くと、そういう相談していいのか迷われることあると思うので、細かい内容のところとかにそういうのを明記してPRしてもらって、本当に先ほどの町長の回答の方でも自殺率高いという話がありましたけれども、本当に子どものころのだけの話じゃなくて、他の調査ですけど、成人してからも非正規の職に就く人の割合が高かったり、やっぱり職場で人間関係、築きにくくて離職する人が多かったりとか、いろいろな調査ありますんで、調査とか実態ありますんで、本当に学校でもしっかり対応してもらって、本当に頼れる人がいるという、頼れる大人がいるというところから孤立感を深めないような体制を作ってもらえればなと思います。

続きまして、小項目、3つ目のところで、これは町民全体の理解推進についてですけども、ただ、一つ目のパートナーシップ制度の整備の関係だったり、二つ目の学校の相談とも関係あるんですけども、先ほどもありましたように、保護者に相談できない人も9割以上ということで、やはり大人の側の学校関係だけじゃなく町民全体としても理解が深まると孤立を防ぐことにもつながると思うんですけども、定期的にそういう講習、講習というか講座を開催したり、実際、例えば、国際的には6月がレインボープライド月間だったり、10月11日が国際カミングアウトデーだったり、そういう日もありますので、そういうところに合わせて、ちょっとそういう取り組みも社会教育として、してみるのも一つ重要なんじゃないかなと思うんですけども、とりあえず現状として、そういったことがあるのかお伺いします。

○議長（山田日出夫君） 社会教育課長。

○社会教育課長（佐藤貴裕君） ただいま、現状として、そういう状況があるかどうかということでお尋ねいただきましたけれども、現状としては、今のところない。取り扱いがないということでございます。

ただ、この状況が状況だけにいきなり、例えば、社会教育の現場に、あるいは職員の方に相談があるかどうか、それが相談しやすい状況にあるかというのをわれわれもちょっと考えていかなければならない部分ですので、今後こういったことがあるということを十分認識しながら、住民のニーズに応えられるように、学習会等どのようなものを組んでいったらいいのかは検討していきたいと考えております。

○議長（山田日出夫君） 渡邊君。

○2番（渡邊智大君） 現状取り扱いなかったということですけども、パートナーシップ制度を導入した自治体とかですと、そういうことをきっかけに、住民の方の関心が高まったりというところもあるみたいなので、そういったところ、今後まだまだ特に町民からの要望はないというところもあると思うんですけども、今後充実していったらえればなと思います。

以上で、一つ目の一般質問を終わります。

次に、猛暑時の公共施設の避暑利用などについて、町長と教育長にお伺いします。

今年の夏は、古気候学者の中で「12万年ぶりの暑さ」と言われるほどの暑さに見舞わ

れ、本町の近隣の観測所でも35度以上の猛暑日を何度も記録する暑さの厳しい夏となりました。

一方で、冷房機器のない家も多く、本町独自の統計はありませんが、平成26年の全国消費実態調査、現在の全国家計構造調査では、北海道のルームエアコン普及率は26.6%、民間調査では令和4年のウェザーニューズ社による調査で42%という調査結果があります。

また、環境省は冷房設備の整った公共施設や民間施設を避暑施設として開放するクーリングシェルター事業を進めており、近隣の自治体でも導入されています。

そこで次の点について伺います。

1、クーリングシェルター事業を実施する考えは。

2、環境省では熱中症警戒アラートと連動した運用が想定されていますが、アラート非発令時でも注意が必要な気象状況となった時の対応は。

以上です。

○議長（山田日出夫君） 町長。

○町長（伊田 彰君） ただいま「猛暑時の公共施設の避暑利用などについて」2点のお尋ねがありましたので、お答えをいたします。

1点目に「クーリングシェルター事業を実施する考えは」とのお尋ねがございました。

クーリングシェルターとは、環境省が唱えている冷房設備のある公共施設や民間施設を避暑施設として住民に開放し、熱中症防止対策の強化を図る仕組みでございます。本年4月の改正気候変動適応法において、現在「熱中症警戒アラート」を今後「熱中症警戒情報」と呼称し、本法に位置付け、さらに気温が上がり深刻な健康被害が予想される場合に、1段階上の「熱中症特別警戒情報」を発表することとし、その発表時に「クーリングシェルター」が連動して開放するよう各自治体に求めているもので、来年夏の施行を目指しているものでございます。

谷口議員のご質問の際にも、この夏の北海道の猛暑の状況等をお答えしたところでございますが、北海道では冷房設備が整備されていない家屋が多く、本町でもお困りの方がいたとお話を聞いております。現在も公共施設については、広く町民の方には開放しているところですが、今後とも猛暑日などにより健康不安を感じる町民の方に対しては、積極的に冷房設備の整った役場庁舎や公民館等を開放し、そのことを町民に周知してまいりたいと考えており、クーリングシェルター事業の採用については、今後研究を進めてまいりたいと考えていますので、ご理解を賜りたいと存じます。

2点目に「環境省では熱中症警戒アラートと連動した運用が想定されているが、アラート非発令時でも注意が必要な気象状況となった場合の対応は」とのお尋ねがございました。

環境省では、来年度以降、命に関わるような深刻な健康被害が想定される場合の「熱中症特別警戒情報」が発表された際に、自治体の指定する「クーリングシェルター」を連動して開放するよう求めることで、現在進めているところでございます。

1点目でもご回答いたしました。今後「熱中症警戒アラート」非発令のときでも、猛暑日などにより健康不安を感じる町民の方に対しては、積極的に冷房設備の整った役場庁舎や公民館などの公共施設を開放してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上、お尋ねのありました2点についてお答えいたしましたので、ご理解賜りますよう
よろしくお願い申し上げます。

○議長（山田日出夫君） 渡邊君。

○2番（渡邊智大君） 積極的に利用を促すということで、ただ、今年の夏、暑い中
もなかなか利用していいということを知らずに、本当に暑さと戦っている人も身近にいま
したので、本当にまだまだクーラーの普及率というのは北海道低いですので、周知して
いくということですが、昨日の谷口議員の一般質問の中でも、高温時に地域担当職員が
高齢者宅に訪問してチラシ配布などしてたそうですけれども、今後、公共施設、暑いとき
にぜひぜひ利用してというところは、そういった場合でも周知していくのか伺います。

○議長（山田日出夫君） 総務課長。

○総務課長（硯見康之君） 周知の関係のご質問がありました。

今回の反省点として、周知が足りなかったというのは、重々感じておるところござい
ます。まず、最初は、暑さが始まる前の季節に広報等で周知をしたいのとあとそのような
状況に予測がされる場合については、さまざまな媒体を通じてまた周知をかけたとい
ふふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（山田日出夫君） 渡邊君。

○2番（渡邊智大君） 本当に暑さはじまる前とおっしゃってましたけど、本当に環境省
の想定しているほうだと、全国一律の基準で、北海道の場合、エアコンの普及率低か
ったりという違う状況もあるので、しっかり町独自で周知して、過ごしやすい夏、来
年しっかり過ごせるような体制を整えてもらえなと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（山田日出夫君） 2番、渡邊智大君の質問が終わりました。

ここで午後2時40分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時40分

○議長（山田日出夫君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は、11番、北川克良君の発言を許します。

北川克良君。

○11番（北川克良君） 11番、北川です。質問通告書に従いまして一般質問をさ
せていただきます。

高齢者勤労センターについて。

高齢者勤労センターは、^{もとで}剪定、除雪など、町の依頼を多く成し遂げてきました。

定年延長などの社会変化による会員の減少、さらなる高齢化により業務の一部を廃止、
縮小しており、また、会員の確保に尽力していますが、なかなか集まらないとお聞きして
おります。

そこで、次の点について伺います。

- 1、町として高齢者勤労センターの存在意義をどのように考えているのか。
- 2、町の委託業務を受けられなくなった場合の影響は。

3、会員確保への助言は。

4、今後の助成の考えは。

町長にお聞きします。

○議長（山田日出夫君） 町長。

○町長（伊田 彰君） ただいま「高齢者勤労センターについて」4点のお尋ねがございましたので、お答えをいたします。

1点目に「町として高齢者勤労センターの存在意義をどのように考えているか」とのお尋ねがございました。

高齢者勤労センターは、定年退職などで現役を引退した後も、これまでに培われた経験や技術、能力を生かし、引き続き働くことを希望する高齢者に対して身近な働く場を提供をしています。

高齢者勤労センターで働く皆さまは、自分が住んでいる地域の役に立つ仕事をすることで地域社会に貢献し、生涯現役として活躍されています。そういった意味では、高齢者勤労センターは身近な就業支援団体であると同時に、高齢者の皆さまが健康で生きがいのある生活を送っていく上で大変重要な役割を果たしていると認識をしております。

2点目に「高齢者勤労センターが町の委託業務を受けられなくなった場合の影響は」とのお尋ねがございました。

現在、町が高齢者勤労センターに委託している業務は、レクリエーション公園、中央公園、パークゴルフ場、町営住宅等の町が管理している施設の清掃や草刈り業務、在宅福祉サービスである高齢者や障がい者の住宅の除雪業務など20を超えます。これらの業務がセンターの人手不足や高齢化により受託できなくなった際には、地元企業や地域の方々のご協力を求めるなど、新たな対策の検討が必要となります。とりわけ、高齢者や障がい者の住宅の除雪業務は差し迫った課題であり、福祉サービスの低下が危惧されているところであります。

3点目に「会員確保への助言は」とのお尋ねがございました。

高齢者勤労センターの会員数は、令和5年5月1日現在、男性21人女性14人の35人で、平成20年のピーク時と比較しますと3割ほど減少をしています。年代別で見ますと60代が3人、70代が24人、80代が7人、さらに最年長者では90歳を超えており、平均年齢が75.4歳となっております。

会員数減少の背景には、高齢者を取り巻く就業環境の変化によるところが大きく、60歳を過ぎてもお、再雇用などで働き続ける方が多くなったことがあると思われま

す。また、高齢者勤労センターは、臨時的かつ短期的または軽易な業務を請負、委託の形式で行う団体であることから、働く意欲のある高齢者のニーズに答えられていない部分もあると思われま

す。さらに、老後の暮らし方も多様化し、就業以外にも生きがいを見出される方も増えていることも一因となっております。

今後は時代のニーズに合わせ、改善していくことも必要であると考えております。

高齢者の中には働く意欲の高い方がいる一方で、退職後に何をすべきか悩み、働くことに結びついていない方もいます。このような高齢者や退職予定者、企業等に対して、高齢者勤労センターを積極的に周知、広報するなどの取り組みも必要と思

また、労働人口の減少から人手不足にある現役世代を支える担い手として、介護や子育ての分野への高齢者の就業の推進など、高齢者勤労センターと一緒に検討をしていきたいと思っております。

4点目に「今後の助成の考え方は」とのお尋ねがございました。

高齢者勤労センターは平成7年10月に設立され、現在まで運営をしており、平成29年度には収支が赤字となり、積立金を取り崩し、その後も取り崩しの状況が続いていると伺っております。

さらには、10月からの消費税インボイス制度の導入により、消費税が増額となることが想定されるため、今後の財政状況を見守っていききたいと思っております。

以上、お尋ねのありました4点についてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山田日出夫君） 北川君。

○11番（北川克良君） 剪定など技術が必要な作業の会員が不足している理由が分かれば教えていただけますか。

○議長（山田日出夫君） 建設課長。

○建設課長（荒沢直樹君） 剪定に関してなんですが、来年度から高齢者の勤労センターの方からはもうできないということでお話は伺っております。

原因としましては、会員の高齢化、それと剪定をできる技術を持った人がもう1人しかいなくなってしまったということで、人数がいなくなったということで、来年度からはできないということでお伺いしております。

以上です。

○議長（山田日出夫君） 北川君。

○11番（北川克良君） 将来を見据えて、町民に若い世代から定年前の世代まで剪定技術や除雪機の操作、筆耕など、特技を磨ける講座を定期的に考え、開いていく考えはありますか。

○議長（山田日出夫君） 農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） 基本的には、そういった部分の講習というものは、技能講習として受けられるような制度というのは、私どもの役場が直接でやるわけではなく、私ども役場が近隣の北見のセンターとかでそういった講座を出すための負担を一部して、そういった講習を受けられるというような制度自体はできています。

だからその辺を今後において、それって年齢関係なく受けられるものですので、そういった部分の周知を図りながら、そういったものに対応できるのかなと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（山田日出夫君） 北川君。

○11番（北川克良君） 高齢者だけでなく若者や他の地域住民が参加できるようなシステムにすると、他世代間の交流と会員の増加を即すことができるのではないかと思いますので、どのようにお考えでしょうか。

○議長（山田日出夫君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（坂井毅史君） 先ほど町長の答弁にもありましたとおり、高齢者勤労センターの存在意義というか、定年退職などで現役を引退した後も、その技能を生かして働

くということでの高齢者勤労センターということではございます。

ただ、今、だんだんこう時代に合ってきてない部分も出てきているというのは、私みたいなものが言えないですけど、それはすごく感じていて、先ほど答弁でもお話ししているとおおり、60歳ぐらいではまだまだ現役で、よく求人とかを見ていても年齢不問とかってなって、あまり年齢関係なくなってきた部分がございます。ですので、そういうことも今後は検討していかなきゃならないとは思いますが、今のところは高齢者勤労センターというのは、高齢者の退職した人たちのための団体であるということで、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（山田日出夫君） 北川君。

○11番（北川克良君） 高齢者勤労センターは、高齢者が健康で充実した生活を送ることができ、孤立を防ぎながら、社会のつながりを保てる点が価値があるのではないかと思います。

単なる高齢者の就業の受け皿としてではなく、希薄になりつつある地域社会のコミュニティを再生し、地域の賑わいを作り出していくための一つの核のような存在にならないかと考えていますが、町長はいかがお考えでしょうか。

○議長（山田日出夫君） 町長。

○町長（伊田 彰君） 高齢者勤労センターの存在意義というところで、1答目でもるちょっと入れさせていただきました。そういった意味では、就業が目的というよりは、やっぱり生きがいも含めた中でありってということで、生きがいの中で何あるんだっていうと当然、今、北川議員言われるコミュニティの部分のほか、にぎわいの部分も含めてあるのかなというのは思っております。ただ、これ65歳以上人口が今40%を超えてきました。で1,850人ぐらいいるんですけども、そういった意味では、なかなか人数は増えていくんですけども、なかなかそこに会員として登録していただけない。1答目でるご説明しましたけども、もうちょっとこう職として、もう少しこう、多くの職があった方が、ただやっぱりこうどっちかという外仕事で作業が多いというのが今実態としてあって、それだけではなくて中の仕事も含めて、そういった委託も必要かな。もともとは町の仕事を委託するという形ではなくて、本来であれば、やっぱり住民の方から仕事を請け負って、住民の中に入って行って、そういう形で生きがいと就業を両立させていくというのが趣旨だと思うんですけども、逆に言うと、その会の収支バランスも含めて、町の事業がどんどんこう委託していったというのが実態としてありますし、どうしても営業目的の団体ではほぼないということもあって、ですから、他の事業所というか、法人と比較すると、委託費自体はやっぱりかなり安くなっている。会社経費というのが、ほぼないという状況があって、そういう意味では安くなっていくかな。だから町としては安価な価格で維持管理をやっていただいているというのが実態としてはございます。

○議長（山田日出夫君） 北川君。

○11番（北川克良君） 今回、今月号の広報で会員募集というか作業員募集の広告が出ました。そして、聞いたんですけども、1件だけ募集があったそうです。

私はこの質問したのは、やはり1人でも多く会員になっていただけないかなというのが目的です。それで、このような質問をして1人でも見てくれる方、ここに入れる方が、勤めたい方もいると思うので、この人もぜひ会員になっていただけたらいいかなと思えます。

短いですが、これで私の質問を終わらせていただきます。

- 議長（山田日出夫君） 11番、北川克良君の質問が終わりました。
これにて一番質問を全て終了いたします。

◎散会の宣告

- 議長（山田日出夫君） お諮りいたします。

本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会することといたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

- 議長（山田日出夫君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会することに決定いたしました。

明日も午前9時30分から開会いたしますので、ご参集よろしく願ひいたします。

本日はご苦労さまでございます。

散会 午後 2時59分